

新小牧市立図書館建設基本計画書

平成21年3月

小 牧 市

目次

第1章 新図書館整備の趣旨と背景	1
第1節 新図書館整備の趣旨と背景	1
第2節 本計画の位置づけ	1
第2章 小牧市のすがた	2
第1節 小牧市のなりたち	2
1 小牧市の地理的状況	2
2 小牧市の歴史	2
第2節 交通網、公共公益施設の状況	3
1 交通網のあらまし	3
2 公共公益施設の概況	3
3 障がい者（児）福祉の状況	4
4 高齢者福祉の状況	4
5 文化・芸術の状況	4
6 多文化共生社会の状況	4
7 小牧市の産業	5
8 小牧市の人口	6
第3章 小牧図書館の現状と課題	7
第1節 小牧市の現状	7
1 図書館の建物の状況	7
2 図書館の人員配置の状況	7
3 図書館の管理運営の状況	7
4 図書館利用の状況	8

第2節	新図書館建設に関する市民意識の現状	9
第3節	小牧市図書館の課題	10
1	資料の充実の必要性	10
2	課題解決のための情報拠点の必要性	10
3	利用しやすい施設整備の必要性	10
4	時代の要請に対応した機能充実の必要性	11
第4章	新図書館建設の基本方針について	12
第5章	新図書館に必要な機能とサービス	13
第1節	基本的な考え方	13
第2節	地域館（ポピュラーライブラリー）としての機能	15
1	資料・情報の収集・提供機能	15
2	サービス	16
第3節	中央館としての機能	17
1	資料・情報の収集・提供・保存機能	17
2	サービス	19
第4節	共通サービス	21
1	総合的な情報入手支援、課題解決の支援	21
2	障がいのある市民、高齢者へのサービスの充実	21
3	ボランティア活動への支援と協働の推進	21
4	図書館からの情報発信	22
5	市民の情報リテラシーの強化支援	22
第5節	図書館ネットワーク中枢機能	23
1	小牧市図書館ネットワークの中枢機能の充実	23
2	学校、大学図書館とのネットワークの充実	23

3	近隣市町の図書館、愛知県図書館、 国立国会図書館等とのネットワークの充実	23
4	地域関係機関・団体との連携	23
5	生涯学習・青少年育成・子育て支援・各施設との連携	23
6	地元産業界とのセミナー等による連携	24
7	図書館ホームページの充実	24
8	施設配本の充実	24
第6章	新図書館の資料収集目標	25
第1節	サービス目標基準値	25
1	蔵書計画	25
2	資料保存計画（サイクル）	26
3	年間貸出冊数基準値	26
4	年間購入冊数基準値	26
第7章	新図書館の建設計画	27
第1節	建築計画の方針	27
1	ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化	27
2	耐震性の確保と災害時の対応	27
3	環境への配慮、省資源・省エネルギー対応	27
4	ICT(Information and Communication Technology)化への対応	27
5	まちの景観に調和したデザインの採用	28
6	市民、利用者の活動が見えやすい計画	28
第2節	機能の配置計画に関する考え方	29
1	基本方針と新図書館に求められる事項	29
2	地域館機能と中央館機能の分化	30
3	各機能の面積と配置計画	31

4	各機能の相互関係	36
第3節	新図書館の位置と規模	37
1	建設予定地（小牧駅前A街区）の現状と設置理由	37
2	敷地の利用	37
3	駅前という立地の活かし方について	37
第4節	駐車場及び駐輪場整備に関する考え方	38
1	基本方針	38
2	所要スペース・台数	38
第5節	図書館家具・サインに関する考え方	40
1	書架	40
2	机・椅子	40
3	その他	40
4	サイン	40
第6節	新図書館の設備に関する考え方	41
1	集密移動棚	41
2	ICT対応	41
3	図書自動貸出返却機器や無断持ち出し防止機器の設置 及びRFIDタグ（ICチップ）について	41
4	障がい者に対する設備	41
5	空調、冷暖房設備	41
6	照明と採光	41
7	防災設備	42
8	防音設備などの音環境	42
第8章	図書館コンピュータ及びネットワークシステムの機能や構成	43
第1節	図書館システムの構築方針	43
1	館内OPAC、インターネット端末台数の増設によるサービスの向上	43
2	館外、館内の利用者に対するインターネットサービスの充実	43

3	学校図書館システムとの連携の構築、近隣大学図書館システムとの横断検索システムの構築	43
4	ポルトガル語等、英語以外の多言語検索手段の提供	43
5	CD-ROMでのデータ提供	43
6	自動化の推進	43
7	レファレンス業務の充実	44
8	ホームページの更新	44
9	館内予約システムの構築	44
10	セキュリティの向上	44
第9章	管理・運営	45
第1節	市直営の原則による市民ニーズへの対応	45
第2節	専門職員の育成	45
第3節	市民との協働	45
第4節	計画的な運営・管理	46
第10章	開館までの準備	47
資料編		
別添資料	①～⑬	48
	『新図書館建設に関するアンケート調査』報告書	52
	小牧市立図書館整備計画委員会設置要綱	56
	小牧市立図書館整備計画委員会委員名簿	57
	新小牧市立図書館基本計画策定の経緯	58
	用語解説	60
	「図書館の自由に関する宣言」	65
	「ユネスコ公共図書館宣言」	68

第1章 新図書館整備の趣旨と背景

第1節 新図書館整備の趣旨と背景

情報化や国際化、人口の少子高齢化等、私たちを取巻く社会の状況は大きく変化しています。このような社会環境の変化や技術革新に対応していくために、新しい知識や技術の学習が必要になっています。

これらの状況に対応するために、図書館は資料を収集し、提供するだけでなく、地域と連携し各種支援サービスを提供する等、様々な役割が期待されています。

小牧市の図書館は、市民の資料や情報に対する求めに応じ、多種多様な資料の収集と市民への情報提供サービスを行い、市民の文化、教養、実用、調査研究等、生涯にわたる学習活動を積極的に支援し、市民の心豊かな生活と交流の実現を図ってきました。

現在の小牧市立図書館(以下、「本館」という)は昭和53年1月に開館しました。その後、平成元年に東部市民センター図書室、平成4年に北里市民センター図書室、平成8年に味岡市民センター図書室を開設し、本館を中心に身近な地域で図書館を利用できる環境を整備してきました。この整備方法は、周辺市町をはじめ、当時の図書館建設、運営に良い影響を与えてきました。

しかし、現在の本館は建設から30年が経過し、収蔵スペースの限界、時代に対応した情報機器を利用するスペースが無い、閲覧席数や市民活動(ボランティア活動等)の場が少ない、自動車での利用が多いのに対して、十分な駐車場スペースが確保できない等、スペースの問題や、現行耐震基準を満たしていないことをはじめとする施設の老朽化による安全性の問題、階段や段差が多くある等、利用者にとっては使いにくい構造上の問題等があります。

また、おもに小牧地区の地域館として機能している面が強い本館は、レファレンスやビジネス支援等のサービスを提供することが難しい等、「中央館」としての役割を担う図書館とはいえない状況にあります。

新図書館は、小牧地区の地域的機能と、市域全体の情報要求に対応できる中央館としての機能を併せ持つ図書館とし、今日、市民が求めている生活支援、ビジネス支援等のレファレンスサービスをはじめとした、各種サービスを展開でき、より多くの市民が利用し、「みんなの情報と交流のひろば」として、また建設予定地周辺の賑わいの中心施設となるべく、建設する必要があります。

第2節 本計画の位置づけ

小牧市図書館建設基本計画は、平成19年度策定した「新小牧市立図書館建設基本構想」の内容をより具体的な形で検討するものです。新しい図書館のあるべき姿、役割、機能、サービス、規模、立地に関し、具体的な数字や指針をあげながら、策定後の基本設計、実施設計に反映させるための基礎資料として位置づけます。

今回の図書館づくりを通じて、市民ひとりひとりが、それぞれの立場で相互に理解・連携し、絶えず支え合うことを考え、行政全体やそれぞれの地域で、継続的な意識喚起を行い、実現していくことが不可欠です。

第2章 小牧市のすがた

第1節 小牧市のなりたち

1 小牧市の地理的状況

小牧市は、尾張丘陵を背に南西に広がる濃尾平野北東部の一角を占めています。名古屋市の北方約 15km 圏内にあり、北は犬山市と丹羽郡大口町に、西は江南市と岩倉市に、東は春日井市に、南は西春日井郡豊山町、北名古屋市に接しており、市域面積は 62.82 km²となっています。

自然・地形環境は、北東部の山地丘陵、東部の低い丘陵、西南部に向けて広がる段丘と平坦地に大別されます。特に北東部の山地や東部の丘陵地帯にはため池や湿地の他清流もあり、一部には自然林に近い環境が保たれており、三水系に分かれた河川も市内に流れ込んでいます。

2 小牧市の歴史

本市の歴史を特徴づける小牧山は市西部に位置し、市民の安らぎの場として利用されています。

小牧山が歴史の表舞台に登場したのは、織田信長が美濃攻略の拠点として築城したときであり、信長によって建設された城下町の地割は、その後、信長が領地を拡大していくなかで全国各地へ広めていった“まちづくり”の手法であり、江戸時代の城下町で完成される“まちづくり”が最初に実現した城下町であったといわれています。

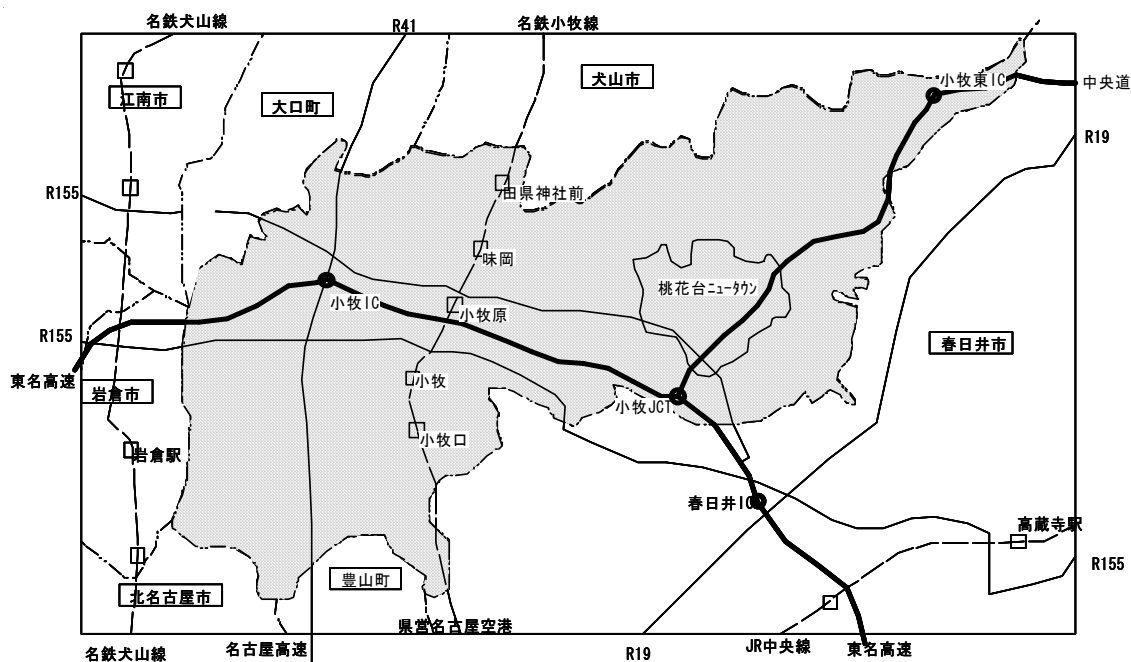
その後も陣城として、羽柴秀吉と徳川家康が干戈(かんか)を交えた天正年間の小牧・長久手の戦いの舞台になりました。

明治 22 年 10 月、県下一斉に市町村制が施行され、本市区域内にあった 37 の村は 14 の町村になりました。その後、幾度かの変遷を経て明治 39 年に外山村、真々村、和多里村、境村が小牧町に合併、昭和 30 年には小牧町、味岡村、篠岡村が合併して市制を施行し、38 年には北里村の一部を合併して、現在の市域になりました。

第2節 交通網、公共公益施設の状況

1 交通網のあらまし

昭和40年代に、本市内を通る名神・東名高速道路及び中央自動車道が相次いで完成しました。以後、本市は今日に至るまで、交通の要衝として重要な地位を占めてきました。それにともない、企業誘致や愛知県のトラックターミナル造成政策が進められたことにより、本市は田園の広がる農村から一変して内陸工業都市へと変貌し、平成10年に東海北陸自動車道と名神高速道路が一宮ジャンクションで、平成13年には名古屋高速11号小牧線が小牧インターチェンジでそれぞれ接続したことで、北陸方面や名古屋方面との連絡がますます便利になりました。



一方で、平成3年に開通した新交通システム桃花台線(ピーチライナー)は、名鉄小牧駅と桃花台ニュータウンとを結んでいましたが、当初の計画通りに進まなかったため、利用者数も伸び悩み、開業16年目(平成18年)に廃止されました。

市城南端に位置する名古屋空港は、永らく中部地方の空の玄関として旅客の輸送とともに物流の一端を担ってきましたが、平成17年2月に中部国際空港(セントレア)が開港したことにより、国内の各都市を結ぶ通勤航空やビジネス機の拠点となる小型機中心の県営名古屋空港として新たな役割を受け持つことになりました。

そして市内中央部を走る名鉄小牧線は、平成15年に上飯田連絡線が開通したことによって、平安通で名古屋市営地下鉄名城線とつながり、名古屋都心部へのアクセスが格段に向上しました。

2 公共公益施設の概況

小牧市には、小学校16校、中学校9校、高等学校4校、大学2校、養護学校1校があります。また小牧山と小牧駅とを結ぶ線上には、市民生活を直接支える施設や文化・福祉の施設が集中しており、地域・地区に密着し地域住民サービスを提供する各種公共公益施設等は、市内各所に配置されています。これらの施設は、利用者の利便性を考慮したバス交通網によって結ばれています。

3 障がい者(児)福祉の状況

本市は平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」に基づき、総合的な自立支援システムの構築に向けて努め、障がいのある人が、家庭や地域で自立した生活を送ることができる社会づくりを目標に、福祉サービスの充実、社会参加の促進、母子保健の充実等の施策を進めています。（「第5次小牧市総合計画実施計画」平成20～22年度より）

4 高齢者福祉の状況

これからの高齢社会への対応として、「老い」に対する不安を減らし、長寿生活を充実して過ごせる社会づくりを目標に、健康づくりの支援、治療等、介護保険制度の確立、総合的な福祉サービスの提供、高齢者が参加しやすい社会づくり等の政策を進めています。今後の主な計画事業として、平成22年4月オープンを目指し、第2老人福祉センター施設整備事業等を進めています。（「第5次小牧市総合計画実施計画」平成20～22年度より）

5 文化・芸術の状況

本市は平成13年から平成22年の10カ年で『こころに響く文化のまち「こまき」の創造』の実現を目指し、文化の担い手である市民や芸術家の活動の支援や文化的な生活を支える環境づくりの方向性と方策、基本的な施策を体系的に定めて推進しています。

具体的には文化振興を図るための市民会館・各市民センター・図書館等の施設の充実、また、芸術文化の振興を総合的に推進していくための推進体制の拡充を進めています。（「小牧市文化振興ビジョン」より）

6 多文化共生社会の状況

本市では、在住外国人の増加に伴い「多文化共生社会の実現」を目指しています。外国人と共生できる環境の整備を行うための、外国人からの情報収集とニーズの把握、窓口業務の充実を進めています。

一方、市民レベルでは、個人的な活動または、国際交流協会や市民グループ中心の活動により、相互に理解を深めたり交流を図るための活動が行われています。

7 小牧市の産業

(1) 産業構造

本市では、産業の振興とともに強固な財政基盤の確立を目指し、農業に依存する産業構造から第二次産業・第三次産業を中心とする産業構造への転換を図るため、積極的な工場誘致政策が推し進められました。

おりしも昭和34年の伊勢湾台風によって未曾有の被害を受けた企業には、復興を目指すための新天地として当施策が受け入れられました。

加えて、名神・東名両高速道路が開通した地の利と、政府による高度経済成長政策の相乗効果によって、本市への企業進出は急増し、産業構造は大きく変化していきました。

工業部門の製造品出荷額等において、昭和35年は20億円だったものが、昭和50年には2,310億円へ大きく伸び、平成2年には1兆円を超え、平成18年には1兆2,223億円(県下10位)を出荷するまでに至っています。

製造品の内訳をみると、主なものは一般機械(製造品出荷額等16.5%。以下同様)、電子部品(15.1%)、ゴム製品(11.8%)、プラスチック(6.6%)、電気機械(5.9%)、金属製品(5.4%)、食料品(5.1%)、輸送機械(4.9%)となっており、バランスのとれた工場誘致に成功したことがわかります。(「小牧市の工業」平成18年工業統計調査より)

同時に、関東・関西・中部の各経済圏を繋ぐ地点に位置した本市には、小牧トラックターミナルや倉庫群に代表される物流施設の集積も進み、各種製造品は高速道路を利用したトラック輸送等により全国へ出荷されています。

商業部門での商品販売額は、昭和51年に1,108億円、平成3年には6,486億円と伸び、平成19年は7,091億円と微増しています。

(2) 小牧市の産業の課題

工業においては、広域交通条件に恵まれた地理的な要因や積極的な企業誘致施策により、県下有数の産業都市として順調に発展を続けていますが、今後も引き続き産業基盤の整備を行い、既存産業の近代化・高度化とともに、新産業の育成を図っていきます。

商業では、年間商品販売額は県内でも上位に位置していますが、他の多くの地方都市と同じく既存商店街の衰退がみられます。小売業において大型店の出店拡大とコンビニエンスストア等の増加がめざましく、今後は、市民と商店街、関係団体との協働でまちの活性化を図り、既存商店街の再生に取り組むとともに、大型店舗との共存共栄が課題となっています。

中心市街地は、商業、業務、住居等の高度利用が図られておらず、駅周辺への公共公益施設の集積も進んでいません。また、住宅や店舗等の木造建築物の老朽化が目立ちます。そのため、公共施設の整備や建築物の安全性の向上を図り、良好な都市空間を再生することが必要となっています。その活性化がまちづくりにとって重要な課題となっています。

また、小牧駅西広場と再開発ビル「ラピオ」の間に位置する、開発事業予定区域であるA街区は、大半を駐車場(市営小牧駅西駐車場)として利用されている状況であるため、「小牧駅周辺整備計画(平成20年3月)」に基づき多様な世代が様々なライフスタイルの生活を楽しめるような、“街なか生活中心地”としてのまちづくりが進められています。

再開発ビル「ラピオ」では、商業施設のリニューアルオープンに続き、平成20年7月に「えほん図書館」等が4階にオープンしました。この施設機能と連携を図り、“みんなの情報と交

流のひろば”として幅広く市民の日常生活、文化の創造活動、経済産業活動、地域活動等につながる施設である新たな図書館として整備されることが期待されています。

8 小牧市の人口

(1) 本市の人口について

平成16年から平成19年までの4年間の小牧市全体の人口推移を見ると、毎年確実に増加し続けており、平成16年には15万人を超え、平成20年には153,886人となっています。

世帯数についても、人口と同様に増加を続けています(資料編 別添資料①)。地区別の人口をみると、中心部の小牧地区が最も多く、桃花台ニュータウンのある篠岡地区、味岡地区が続き、北里地区となっています(資料編 別添資料②)。

人口構成の推移を見ると、年少人口(0～14歳)の中でも、0～4歳が減少傾向にあり(5～14歳は横ばい)、65歳以上の人口が増加傾向にあります(資料編 別添資料③)。

身体障がい者の状況についても増加傾向にあります(資料編 別添資料④)。

外国人登録の状況についても、年々増加しています(資料編 別添資料⑤)。外国人は、国別にみると、ブラジルが最も多く、平成16年以降の伸び率も大きくなっています。

全国・県と、人口構成を比較すると、年少人口(0～14歳)・高齢人口(65歳以上)の比率が、ともに全国・県平均を上回っております(資料編 別添資料⑥)。

(2) 市民の移動手段と形態

小牧市民の主な移動手段は、自動車となっています。特に、平成19年6月の「小牧駅周辺整備に関する市民アンケート調査結果」によると、駅周辺諸施設への市民のアクセスはその大多数が自動車となっています。市民の自動車保有台数は81,538台(平成20年3月)と県下第8位となっており、一世帯当たりの保有台数も1.3台に上ります(全国平均は1.095台 平成20年3月)。

こまき巡回バスは、平成10年から運行が開始され、市内各所にある公共施設への足として、市民に利用されています。

鉄道については、名古屋市営地下鉄上飯田線と名鉄小牧線の乗り入れにより名古屋市内へのアクセスが向上しました。

第1節 小牧市の現状

1 図書館の建物の状況

本館は、敷地面積は2,919㎡で、鉄筋コンクリート造の地上3階建て、延床面積2,224㎡です。建物は、昭和56年の建築基準法改正前に建てられた鉄筋コンクリート造(RC造)のため、現在の耐震基準を満たしていません。

アクセスは、市の中心部にある名鉄小牧駅から約1キロ離れ、徒歩で15分程度の場所に位置しています。公共交通機関による利用のしにくい場所に立地しています。このため駐車場を46台分用意していますが、慢性的に不足しています。

2 図書館の人員配置の状況

本館(えほん図書館を含む)は、平成20年度において、正規職員10人、臨時職員12人(市内小中学校学校図書館派遣6人)と窓口業務等を民間事業者に委託して運営にあたっています。東部市民センター図書室、北里市民センター図書室、味岡市民センター図書室は、民間事業者による業務運営を行っています。

職員全体のうち、図書館司書の有資格者は10人です。

3 図書館の管理運営の状況

(1) 開館時間については、本館が9時30分から20時30分まで、えほん図書館及び各市民センター図書室は9時30分から20時までです。休館日は毎週月曜日、12月31日から1月3日までの年末年始、特別整理期間(9月21日から9月30日まで)であり、平成19年度の開館日実績は308日です。

(2) 東部市民センター図書室、北里市民センター図書室、味岡市民センター図書室、えほん図書館と本館との相互利用は、貸出や返却、予約の受け取り先等どこでも可能です。

(3) 尾張北部広域行政圏(小牧市、春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町)の図書館とは相互利用ができます。また、国立国会図書館、愛知県図書館とのネットワークを結んでおり、県下公共図書館を一括した横断検索ができます。

なお、全国の各公共図書館との相互貸借も行っています。

(4) 市内の名古屋造形大学図書館との相互利用をはじめ、各地の大学図書館との相互貸借も利用者の求めに応じて積極的に行っています。

(5) 図書館の運営にあたっては、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者等で構成する図書館協議会を設置し、運営やサービスの在り方について協議しています。また、必要に応じて図書館長の諮問を受け、専門的な助言を行っています。

4 図書館利用の状況

- (1) 登録者数は、子どもは小学校、中学校、高校と年齢が上がるにつれて、比率が少なくなっています（資料編 別添資料⑦）。登録者の属性別の推移は、平成 16 年を境に、特に一般、小学生、幼児が減少しています（資料編 別添資料⑧）。

地区別の登録者数、登録率は、本館のある小牧地区が登録率 17.1%と最も高くなっています。一方、北里地区は登録率が 7.8%と 1 割にも満たない状況です（資料編 別添資料⑨）。

- (2) 貸出冊数は、一般が 68.9%と最も多く、次いで小学生が 19.2%となっています（資料編 別添資料⑩）。この 4 年間の貸出冊数の推移は、登録者の多少の増減にかかわらず、ほぼ横ばいから微増に推移し、平成 18 年には 100 万冊を超えています（資料編 別添資料⑪）。

- (3) 図書館の蔵書数は、全体ではこの 4 年間で順調に増加しています（資料編 別添資料⑫）。外国語図書は、英語が 76.1%を占め、最も多くなっています。外国人登録で最も多いブラジル人の母語であるポルトガル語の図書は、5.9% (529 冊) となっています（資料編 別添資料⑬）。

第2節 新図書館建設に関する市民意識の現状

- 1 平成 18 年度に、図書館利用に関する市民意識についてのアンケートを実施しました。平成 20 年度には図書館の利用実態や新図書館建設に関する意識についてアンケート調査を実施しました(詳細は資料編を参照)。
- 2 これらの調査は中学生以上を対象としました。一般利用者の内訳属性は本市のどの図書館施設でもほぼ主婦が 3 割、有職男性が 2 割弱、次いで高齢者 1 割弱、学生 1 割となっています。
- 3 本館や各市民センター図書室に近い学区からの利用が多くなっており、休日の遠方からの利用は少ないという結果が出ています。また、交通手段は車が約 55%、自転車約 30%、徒歩約 10%と車利用の割合が他市より少なく、自転車・徒歩が多くなっています。
- 4 本館・各市民センター図書室ともに 1 人で来館する方が多く、土日には家族での利用が平日に比べて 10~15%程度多くなっています。利用頻度は、図書の貸出期間である「2 週間に 1 回」が 35%と高く、次いで「1 週間に 1 回」が 20%となっています。
- 5 普段よく使う本館・各市民センター図書室以外にも約 4 割の方が、他の図書館施設を利用しています。この理由としては「近さ」や「図書の充実」が多く、「館内の雰囲気が良い」ことも理由に挙がっており、目的に応じて複数の図書館(室)を使い分けていると考えられます。
- 6 設備については、閲覧座席の拡充を求める方が多く、蔵書については、一般書や児童書の充実を求めている方が多くなっています。
- 7 立地については、全体では「交通の便のよい駅前周辺」を選んだ方が 37%に上り、次いで「現在の図書館(本館)の場所」と回答した方が 31%となっています。ただし、この 31%の中の内訳については、現在の本館の利用圏内に近い学区ほどこの回答を選ぶ傾向が高くなっています。属性別に見ると、学生、有職男性、高齢者は「交通の便のよい駅前周辺」と回答した割合が高く、有職女性、主婦は「現在の図書館(本館)の場所」と回答している割合が高くなっています。他の調査を見ても、女性の利用者は、男性に比べると「近さ」や「慣れ」からくると思われる、行きやすさを重視する傾向があり、図書館の立地について男女で意見に差が生じたのではないかと考えられます。(資料編 『新図書館建設に関するアンケート調査』報告書 図 4, 5, 6 参照)

第3節 小牧市図書館の課題

1 資料の充実の必要性

小牧市立図書館では、市民の文化、教養、実用、調査研究等の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するために、図書や雑誌、新聞等やCD、DVDといったデジタル資料等の多種多様な資料の収集をし、閲覧や貸出によって提供を行っています。

しかしながら、本館の蔵書冊数は20万冊を超え、収蔵能力の限界に達しており、新たな図書の受け入れが困難になっています。

昭和53年の現施設開館当時の出版点数は年間約2万7千点でしたが、平成18年には7万7千点余に増加しています。それに対して、本館の購入はこの間年間1万冊前後で、出版点数との差が拡大しており、図書をはじめとした各種資料数がニーズを満たしていない状況であるといえます。

視覚障がい者のための音読資料が充分でないことや、外国人向けの図書がもっと必要だという要望もあり、今後それらを充足させる必要があります。

2 課題解決のための情報拠点の必要性

市民は日常生活をおくる上で、問題解決のために医療・健康、福祉、子育て、法律、ビジネス等様々なテーマに関する資料や情報提供の支援を求めています。

しかしながら、市民だけでなく行政も、「図書館は、資料の貸し借りの場所」という認識が多く、図書館の情報の提供や課題解決のための資料提供といったサービス、機能について十分理解されていない面があります。

図書館は図書や雑誌記事、新聞記事をはじめとする様々な資料、インターネット上の多様な情報源等、あらゆる資料や情報を分類、整理、保管し、案内、提供することができる施設です。

新図書館は、図書館資料の貸出に重点をおくとともに、地域の課題解決や、有職者への支援をはじめ、広範な視点からの情報を提供するレファレンス機能の充実に努める必要があります。

3 利用しやすい施設整備の必要性

本館は、昭和53年に開館し、30年が経過しています。その間、モータリゼーションの進展や、インターネットやユニバーサルデザインの普及等、社会状況も大きく変化しており、建設当時には想定されていなかったような利用状況も生じています。

本館へのアクセスは公共交通機関の利用が難しいため、車や自転車が中心になっています。しかし、駐車場が狭いことから利用者が不便を感じています。このため、新図書館では利用者の状況に応じた駐車場の整備が必要です。

本館のメインの出入口が2階に設置されていることをはじめ、館内が狭く十分な通路が取れず、車椅子の利用者やベビーカーを押している利用者にとって、利用が不自由な状況です。段差を解消したり、書架列間隔を広くする等、全ての人が使いやすいように、限られたスペースで改修することも難しい状況です。そこで、誰もが利用しやすい施設となる、新たな図書館を整備することが必要です。

4 時代の要請に対応した機能充実の必要性

情報社会の拡大に伴い、図書館サービスにおいてもパソコンをはじめとする様々な情報機器の活用が不可欠になりつつあります。しかし、本館では情報機器を置くスペースがなく、様々な情報提供や活動を行うための情報インフラの整備が難しい状況にあります。

今後は、デジタル化やインターネット等の情報環境の進展に合わせて、多様なメディアと利用機器の提供とその充実が必要になってきます。

これからの図書館は、図書館資料の提供だけでなく、市民が集まることのできる、地域の情報収集や活動の拠点としての機能が必要です。

このため、ボランティア活動等のスペースやPR等の場の提供等が求められています。

市民と行政との協働の推進に向けて、市民の新たな活動や知識・技能の向上を育成・支援できる学習の場の提供等も必要です。

第4章 新図書館建設の基本方針について

「新小牧市立図書館建設基本構想」においては、「みんなの情報と交流のひろば」という基本理念が掲げられ、以下の4つの基本方針の基に検討することとされています。

- 1 すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館
- 2 市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館
- 3 問題解決のための図書館、情報発信のための図書館
- 4 時代の変化に対応できる持続可能な図書館

これは、新しい図書館が貸出中心の機能のみならず、小牧の地域性や市民のニーズに応じたふさわしいサービスを十分に提供し、また市民が気軽に集まれ、活動しやすいような雰囲気を創出し、日常生活、学習・研究活動、文化活動、経済産業活動、地域活動等の場として、機能するという考え方を示しています。

こうした場をつくることによって「小牧らしさ」を醸成し、市民が小牧に愛着をもつことや、これからのまちづくり促進の拠点となるように目指します。

第1節 基本的な考え方

新図書館は、社会的要請や市民の利用意向の把握に努め、誰もが使いやすく、市民文化の未来を示す象徴的存在として、運営とサービス活動ができる場(施設)づくりを進めます。これらを踏まえ、新図書館の機能とサービスの方向性を以下のように大きく二つに分けて検討します。

- 1 地域的な貸出機能・サービスを重点的に行う、
「基本的図書館機能」を持つエリア
- 2 中央館として広範囲な利用者を想定した、
「先進的かつ専門的な機能・サービス」を提供するエリア

新図書館には、それぞれの方向性に応じてエリアを分けて設け、利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、効率よく対応できるようレイアウトや表示等を工夫します。資料の利用頻度に応じて、開架、閉架へ配架・保管します。また第二開架(公開書庫)の導入を図ります。

その一方で、近隣市町の図書館、県立図書館、国立国会図書館、および平成20年に小牧市と産官学連携協定を締結した近隣5大学(愛知文教大学、中部大学、名古屋経済大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学)等とのネットワーク化を推進し、オンラインシステムによるサービスの活用に努めます。

これらの取組みにより利用者の目的に応じた幅広い機能・サービスを、速やかにかつ柔軟に行うことが容易となります。また利便性の向上により来館者数が増え、登録率の向上と同時に、機能とサービスの更なる充実と活性化が期待でき、「魅力ある図書館」として内外にアピールできる存在となり、ひいては小牧市の豊かな発展の実現を図ります。

サービス体系図

基本理念

「みんなの情報と
交流のひろば」

基本方針

・すべての市民が親しみやすく使いやすい図書館

・市民の様々な活動を支援する資料と情報が豊富な図書館

・問題解決のための図書館、情報発信のための図書館

・時代の変化に対応できる持続可能な図書館



第2節 地域館(ポピュラーライブラリー)としての機能

1 資料・情報の収集・提供機能

(1) 生活課題に関する資料(小牧地区における地域館)

各市民センター図書室と同様に、市民が日常生活において要求される一般的、概要的な図書(NDCの0~9全般)を収集し、提供します。特に迅速かつ適切に対応できるように、人生、生き方、旅行、家庭、生活、医療や健康、介護、家庭教育をはじめとする様々なテーマに関する資料や情報を収集し、提供します。

(2) 児童向け資料

えほん図書館との連携体制を保持し、児童向け資料の収集にあたっては相互に情報を共有し、協力して効果的な資料の収集に努め、サービスを行います。選定にあたっては、予め定めた基準に沿って、児童の学習や健全な成長を促す内容であることを慎重に検討します。また、外国語の絵本等も提供しますが、多言語コーナーへの配架も検討します。

(3) 活字以外の資料(視聴覚資料等)

ドキュメンタリーや実用性の高いDVDや映画等の視聴覚資料、音楽CDについては、より一層の収集促進を図ります。子ども向けのCDブックおよび写真、絵画等、活字以外の資料収集を拡充し、提供します。

(4) 障がい者、高齢者を対象とした資料

高齢者を対象とした大活字本や音読・朗読資料の収集・提供を拡充します。障がい者を対象とした点字図書、音読図書(デージー図書等)、CDブック等をはじめ、さまざまな障がいの理解につながる資料や障がいのある人の地域生活支援、情報提供の資料等多様な資料の収集・提供を進めます。

(5) ティーンズ向け資料

子どもと大人との間にいる、いわゆる「ヤングアダルト」層は、一般的に自我の発達が盛んな思春期にあり、進路の選択とともに大人や社会の現実との間で葛藤を生じさせたり悩みやすい傾向にあります。解決策を得ないまま苦悩するケースが少なくありません。

こうした問題解決の糸口につながる、あるいは心のバックアップにつながるような資料や情報の収集と提供を充実します。

2 サービス

(1) 市民の生涯学習の支援

- ア 全ての市民にとっての利便性を基本に、利用者が生涯を通して学習活動を発展させていけるよう支援体制づくりを行います。
- イ 宅配サービス、返却ポストの増設等、より多くの市民が気軽に図書館資料にアクセスできるよう、検討を進めます。
- ウ 資格取得や自己啓発に対する意欲の高い利用者の要望に応え、市民の潜在的な意欲を喚起するためにも、市内外の教育機関や団体等での公開講座や講演・講習会等の情報の提供に努めます。
- エ 市民の学習のための場として、個人学習やグループ学習の場の確保、生徒・学生の学習の場の確保を検討し、分りやすく、親しみやすいネーミングにして市民の利用促進を図ります。
- オ 障がい者、高齢者を対象とした対面朗読等の実施に努めます。

(2) 子どもへのサービスの充実

- ア 現在B街区「ラピオ」にあるえほん図書館との連携体制を確立し、協力してサービスを行います。
- イ 本が幼少時から日常生活の中に溶け込み、より多くの子どもが読書に親しめる環境づくりに努め、子どもの豊かな感性を育て伸ばすための活動を充実させます。
- ウ 「ブックスタート事業」や「おはなし会」等を、ボランティア団体と協働でより充実させ、子どもと図書館、子どもと本との接点を創出して行きます。
- エ 子どもに向けた読書支援として、幼稚園や保育園、学校等と密接に連携し、図書館の利用や読書活動を推進します。
- オ 中学校や高校等の連携に努め、進路を模索する上で有効な「職場体験」やボランティア活動の場として青少年を図書館に迎え入れ、図書館業務を体験しながら、その機能やサービスについての理解を深め、図書館のより活発な利用を促します。

第3節 中央館としての機能

1 資料・情報の収集・提供・保存機能

(1) 専門的図書資料

- ア 利用者の多様で高度なニーズに対応可能な専門的図書・参考図書の拡充を図り、これまで以上に多様な活字資料の収集・提供に努めます。
- イ 利用者の多国籍化や社会のグローバル化を踏まえ、時事問題や国際情勢等をタイムリーに把握するために、有用な情報の収集・提供に努めます。
- ウ 地元産業を支える各種資料の収集・提供に努めます。
- エ 地元東海4県の県史、市町村郡史、その他都道府県史等の収集・提供を充実します。
- オ 専門的な医学書の紹介と案内については、市民病院にある図書室と行っている連携をさらに進めます。
- カ 「第二開架(公開書庫)」を設け、叢書類、全集、資料集等、基本的図書を配架します。

(2) 電子資料・インターネット上の資料

- ア インターネット上で資料検索し、電子資料の入手ができるコンピューター機器の設置を行い、誰もが利用しやすいネットワーク環境づくりに努めます。
- イ 端末の数等、利用者が快適に検索を行える環境づくりに努めます。利用者のニーズを把握した上で、有料のデータベースやコンテンツ等へのアクセスオープン化の実現に努めます。
- ウ インターネットを介したレファレンスも提供できるように努めます。

(3) 地域資料

- ア 小牧市に関する地域資料を、歴史、行政、文化、産業、観光等分野を問わず、広範な資料の収集に力を入れ、資料のデータベース化を図るとともに、インターネット等によって発信できるコミュニティの情報発信拠点としての機能を充実させます。
- イ この地域にゆかりの深い歴史上の人物、比較的最近の著名人、関連するイベント、姉妹都市・友好都市等、小牧市の魅力を内外にアピールする広範な資料の収集・提供に努めます。
- ウ 地域を理解する上で欠かせない貴重な古文書類の収集(岸田家文書、江崎家文書等)及び小牧山にゆかりのある織田信長を中心とする資料(「信長文庫」)や小牧・長久手の戦いに関する資料の収集・提供に努めます。
- エ 小牧市内で行われる団体、個人、寺社、会社等で行われている公開行事の全体を把握し、それらが発行している機関紙、パンフレット、チラシ、フリーペーパー等をタイムリーに収集し、まちづくりや地域活性化のための情報活動支援を行います。さらには、これらの情報・資料をまとめる形で小牧ニュース(仮称)をホームページ上で発信し、各種団体等がこれに書き込むような仕組みづくりを図ります。

(4) 行政資料

- ア 市民に対して行政情報を積極的に提供することにより、市民への周知と理解、市民と行政との協働の推進が期待されます。その要となる行政の「アーカイブス機能」を念頭に、行政関連資料の収集・提供を行います。広報紙、およびインターネットの小牧市公式ホームページを通じて提供されている市政関連の情報を、図書館においても提供できるよう資料の収集及びデータベース化、発信を行います。市の職員や市議会議員の調査研究活動に有用となる、行政・議会の政策立案支援のための資料も、収集・提供します。
- イ 近隣市町や県の行政機関が発行する広報誌、パンフレット、チラシ、および市民団体等が発行する行政に関連する資料も収集・提供します。

(5) 地元産業界との連携による資料

- 地域の産業構造や地域経済に対する理解を深め、地域経済の活性化を促進するために、小牧商工会議所を始め市内各企業、団体等と連携し、有効な資料(企業史や企業の発行する研究誌、広報誌、機関紙、パンフレット、チラシ等)を収集・提供します。
- 地域産業の支援に役立つ資料の収集・提供に努めるとともに、企業等で保管されている地域産業の歴史や現状を理解する上で貴重な資料についても、積極的な情報交換に努めます。

(6) 各種学校、大学等発行の資料

- 市内にある各種学校や市内および近隣の大学等と連携し、発行される資料(学校誌、研究誌紀要、新聞、報告書、イベントのチラシ等)の収集・提供を行います。
- 市民が市内にある教育機関における現状や講座やイベント情報を容易に把握し、自己学習活動に積極的に参加できる機会づくり等につながるよう心がけ、広く融合した地域形成の支援を行います。

(7) 多言語資料・多文化資料

- ア 小牧市の外国人登録者数は年々増加傾向にあり、特にブラジル人については顕著です。主要外国語の多読向け図書、辞書や参考書、外国絵本、文芸書、雑誌、新聞の収集、昨今ニーズが高まっている外国語学習に役立つCD、ビデオ、DVD等の収集にも力を入れます。日本語学習を支援する資料の収集にも配慮する等、外国人の利用拡大を図ります。
- また、日本人が異文化を理解するための、多様な外国文化に関する資料の収集・提供に努めます。
- イ 選書については、対象となる年齢層(子どもからお年寄りまで)、外国語の種類、分野等、市民のニーズを踏まえながら偏りのない選書に努め、特に在住外国人の多いポルトガル語、英語、中国語、スペイン語等の雑誌や図書を収集・提供し、日本で生活する上で必要と考えられる資料を集めます。

(8) 収集資料の保存

- ア 新図書館では中央館としての機能を果たす上で必要な資料を計画的に保存し、蔵書の充実を図ります。貴重資料や、広く閲覧して欲しい地域資料等については積極的にデジタル化を推進し、より多くの利用者の目に触れやすい方法に努めます。
- イ 適切な保存を図るとともに、ゆとりある保存スペースを確保することに努めます。また、全資料に IC タグを貼付し、貸出・返却等の容易化や効率化を実現します。
- ウ 保存している資料については評価基準の設定と、評価の仕組みづくりに取り組みます。また、収集した資料すべてを新図書館で長期にわたり保存することは困難なため、周辺自治体の図書館と保存分担について協力関係の進展に努めます。

2 サービス

(1) ビジネス支援の実施

- ア 経済活動における情報収集・分析活用のニーズは加速化するものと見られ、地域経済の更なる活性化と住み良いまちづくりのためにも、“知の拠点である”図書館を通じて、起業や経営等に役立つ情報収集に向けた支援体制は重要なポイントとなります。
- イ 経済の動向に左右されやすい中小企業に対する支援機能の強化を進めます。そのため小牧商工会議所等の関連機関と密接に連携し、地元経済に関する情報や資料のほか、専門的な資料で個人では入手し難いもの等も積極的に収集・提供できるように努めます。
- ウ 経営の改革、技術の向上、資格の取得、法律等、就労する上で有用と思われる資料を効果的に収集し、市民に提供します。
- エ 地域経済の活性化につながる講座やセミナーの開催等、新たな図書館サービスを展開します。
- オ 企業や近隣市町圏内の自治体により開催されるビジネス関連のイベントについて、広く情報の収集・提供に努めます。

(2) 地域活動支援機能

ア 活動場所の提供

- (ア) 地域で活動する団体や市民が求める資料を収集し提供するとともに、各種活動に必要なとなる学習の場(小集団、集団学習)として、図書館を提供することにより活動の支援を行います。
ボランティア活動の場として、また市民の作品展示や子どもの発表の場となる展示スペースも確保します。
- (イ) 各種団体が発行する機関紙やチラシ等を収集し提供するとともに、団体間の交流や集会、イベント等の場として図書館を提供し、新しい地域活動を積極的に支援します。また、こうした活動は「小牧らしさ」の源となるものであることを考慮して、活動が利用者の目に触れやすく、利用しやすいように配慮します。

イ 講演、セミナーの開催

- (ア) 資料や情報の提供にとどまるのではなく、市民のより豊かな生活へとつながる内容の講演会やセミナー等のイベントを企画・開催することにより、学習を支援し、地域における個人や団体の課題解決に向けた活動の促進を図ります。
- (イ) 小牧商工会議所や企業との連携を図りながら、ビジネス支援セミナーや、ベンチャー企業の育成を目的とする起業セミナー等、地域経済の活性化につながるイベントの企画と開催に努めます。

(3) 学校図書館支援機能

- ア 市内の学校図書館にある資料の現状や利用状況を把握し、子どもが積極的に学習活動に取り組める読書環境整備の支援に努めます。
- イ 司書の派遣回数を増やしたり、学校図書館ボランティアの拡充を図り、図書の選定支援やレファレンスサービス、子どもの読書活動向上につながる支援に努め、「読み聞かせ」、「ブックトーク」、「調べ学習の教材」のテーマ別展示等、就学時期(幼児・低学年・高学年・中学校)に合わせた内容にします。
- ウ 教育関係者が子どもの読書や図書館利用を推進する上で、有用となる資料を提供するとともに、セミナー等の開催を目指します。

(4) 在住外国人へのサービスの充実

館内案内を多言語表示にするほか、サインを活用して言語による情報格差の軽減化を図る等、在住外国人の利用を推進することにより、異文化理解を一層促すことができるよう図書館が、多文化共生の空間になるよう努めます。外国語での質問にも対応できるよう、人材の確保や育成を目指します。

第4節 共通サービス

1 総合的な情報入手支援、課題解決の支援

- (1) 資料・情報の提供にあたっては、収集・保存した資料を効率よく有効活用していただけるよう、中央館機能と地域館機能のそれぞれにカウンターを配置します。
- (2) 地域館機能においては、入り口の近くにカウンターを配置し、資料の貸出・返却、図書館の有効的な活用方法の案内や利用者の図書館に対する要望等の把握に努めます。
- (3) 中央館機能については、資料の貸出・返却、多種多様な要求についてのレファレンスサービス、資料活用支援、課題解決支援等の基本的なサービス、専門性の高い課題解決へのサポート(専門家とのタイアップによるサービス体制の構築等)を図ります。
- (4) 総合的に図書館の機能全般についての案内を行い、利用者の利用目的を迅速かつ的確に捉え、利用者が安心してスムーズに目的を達成できるよう、ワンストップで対応できる体制を構築します。

2 障がいのある市民、高齢者へのサービスの充実

- (1) 障がい者や高齢者が利用する上で妨げとなる、交通機関や道路における問題点を、関連機関や行政と連携して解消を図ります。
- (2) 図書館内においては、障がい者が不自由なく気軽に資料や施設そのものを利用できるよう、ユニバーサルデザインに沿った環境づくりを行い、同時に障がいやニーズに応じた柔軟できめ細やかなサービス体制づくりに努めます。それを実行するために最も重要となる、人間性豊かな人材の育成を図ります。
- (3) 利用案内や新刊案内等を、音声や点字、文字や映像の視覚情報で伝達・提供するとともに、障がい者を始め、希望される高齢者宛に郵送するサービスを提供します。

3 ボランティア活動への支援と協働の推進

- (1) 市内にある社会福祉協議会、市民活動団体やボランティア団体等に呼びかけ、各団体が発行する機関紙やチラシ等の資料や情報を収集し、市民のボランティア活動に対する理解を促し、より多くの市民が活動に積極的に参加できるよう支援します。
生涯学習の場としてのボランティア活動の意義について、よりよく知るためのイベント(読み聞かせ会等)を開催する等ボランティア活動の普及と活性化を図ります。
- (2) 図書館独自にボランティアを募り、図書館の運営や活動に向け、さまざまな作業やサポートに携わりながら、図書館そのものに対する理解を深めると同時に、ボランティア活動に親しんでもらえる仕組みの検討を進めます。また館内に、さまざまなボランティア活動を行う場を提供します。

4 図書館からの情報発信

- (1) 貸出等の利用に関するお知らせ、新刊の案内、書評等、市民の図書館や資料に対する興味を抱き、利用を促す内容を盛り込んだ「図書館だより」の内容をいっそう充実させ、より多くの市民の目に留まるよう配布の方法を工夫します。
- (2) 図書館ホームページのコンテンツは、基本的な情報にとどまらず、「図書館だより」や図書館で開催されるイベントの案内や報告等も掲載し、市民が継続的にアクセスしたくなるような内容の充実に努めます。
- (3) インターネットを利用した地域情報を収集・発信し、書き込みが出来るようにします。

5 市民の情報リテラシーの強化支援

情報のデジタル化が加速するにともない、情報リテラシーの重要性が高まっています。市民の情報リテラシーを高めるためのコンピューター利用の普及活動も重点課題のひとつとして捉え、館内でいつでも気軽に操作支援等を受けられるような態勢づくりを図ります。

第5節 図書館ネットワーク中枢機能

1 小牧市図書館ネットワークの中枢機能の充実

本館と各市民センター図書室との情報ネットワークを強化し、配本システムの拡大やきめ細かなサービスの充実に努めます。また、データベースのグレードアップを図り、レファレンスサービスのシステム化を図ります。

2 学校、大学図書館とのネットワークの充実

- (1) 市内の小・中・高校および、市内と近隣にある大学等の図書館と連携するとともに、学校図書館と新図書館のシステムのコンピュータネットワーク化に努めます。
- (2) 学校図書館と市立図書館の間で情報を共有し、資料の活用促進を検討します。
- (3) 施設配本システムを拡充して、よりの確な図書館資料の提供ができるよう充実します。

3 近隣市町の図書館、愛知県図書館、国立国会図書館等とのネットワークの充実

現在、愛知県内の図書館とは横断検索する「愛蔵くん」でネットワークを構築しています。これら図書館等との連携を今後も積極的に進めるとともに、国立国会図書館や全国にある公共図書館と資料や情報を共有でき、相互貸借が可能となるようネットワークをさらに拡充し、市民の利便性向上と資料の有効活用に努めます。

4 地域関係機関・団体との連携

- (1) 市民や団体の求める幅広いニーズに応えるために、学校や幼稚園等の教育機関以外にも、美術館、各市民センター、小牧商工会議所、観光協会、青年会議所、社会福祉協議会、特定非営利活動法人等とも連携を図ります。
- (2) 地域情報の発信拠点としての役割を果たすため、コミュニティ情報の総合的な収集を図り、きめ細かに対応できるようなサービス体制を整えます。

5 生涯学習・青少年育成・子育て支援・各施設との連携

- (1) 市内にある各種生涯学習施設、青少年育成施設、子育て支援施設との連携を強化し、子どもから高齢者まで市民全体の生涯学習に有効な情報提供活動を行います。
- (2) 高齢者向けの「ゆうゆう学級」、一般向けの「市民講座」、青少年向けの「ジュニアセミナー」、「子育て支援事業」等の開催にあたり、会場やテーマに関連する資料を提供するだけでなく、館内に特設コーナーを設け、案内ポスターとともに関連資料の展示に努めます。これにより、イベント自体の充実と図書館利用の活性化の相乗効果を目指します。
- (3) ブラジル人をはじめとする、増加する在住外国人の子どもたちが通う教育機関とも連携を図り、図書館の利用案内等を積極的にアピールするとともに、要望や意見を把握し、多文化共生のための環境づくりを図ります。

6 地元産業界とのセミナー等による連携

資料の貸出予約や購入リクエストをする手段として、図書室等を含む館内窓口とホームページ上からオンラインで行う以外に、市内の商店やコンビニエンスストア等でも可能になるよう努めます。地域経済の活性化や活気あるまちづくりに向け、市民への情報提供にフィードバックできるように地元産業界とセミナー等による連携を図ります。

7 図書館ホームページの充実

- (1) 既存の図書館ホームページを全面的にリニューアルし、閲覧者のニーズを捉え興味をもたれるコンテンツを充実させるとともに、年齢層を問わず閲覧しやすく魅力あるウェブデザインの構築に努めます。
- (2) コンテンツに関しては、図書館カレンダーや利用方法等の基本情報のほか、新規に購入した資料や、図書館関係の「お知らせ」コーナーを充実させます。
- (3) 現在、市の公式ホームページ上に「小牧市立図書館」のバナーを配置し、リンクにより「図書館ホームページ」にアクセス可能となっております。今後は連携を進める各図書館、教育機関、商工会議所、市民センター等の公式ホームページ上にもバナーを設置して、相互にリンクが可能となるように図ります。

8 施設配本の充実

子どもの読書活動を推進するため、現在行っている施設配本を引き続き行い、より充実するように努めます。

第6章 新図書館の資料収集目標

第1節 サービス目標基準値

1 蔵書計画

新図書館の蔵書は、現在の図書館の蔵書構成と近年の新刊本の発行状況、および現在の利用状況と潜在的なニーズ等を検討し、以下のように計画しています。

選書基準については、既存資料の状況を確認した上で、地域館機能と中央館機能をそれぞれ十分に発揮できるよう、長期にわたる収集計画・選定基準を別途策定し、基準に拠り選書し、利用状況を継続して検証することにより、一層の充実に努めます。寄贈については、積極的に市民や各団体に呼びかけて、多くの資料を収集し、活用を図ります。

開架	区分	蔵書の種類	冊・点・種
	地域館機能	一般図書・参考図書	65,000冊
		児童図書	45,000冊
		ティーンズ	10,000冊
		雑誌	200種
		新聞	10紙
		視聴覚資料	25,000点
		絵画	200点
		障がい者サービス	2,000点
		小計	120,000冊+27,200点(+200種+10紙)
中央館機能	専門図書	70,000冊	
	地域・行政	15,000冊	
	多言語図書	20,000冊	
	雑誌	200種	
	新聞	35紙	
	小計	105,000冊(+200種+35紙)	
開架合計		225,000冊+27,200点(+400種+45紙)	

閉架	地域館機能 中央館機能	上記各資料及び 雑誌・新聞のバックナンバー含む	450,000冊
----	----------------	----------------------------	----------

合計702,200点(+400種+45紙)		
-----------------------	--	--

新聞は外国語も含めて約45種類、雑誌は約400種類を備えることとし、バックナンバーは一年分配架するよう努めます。

なお、最大収容可能冊数は約60～70万冊で現在の約3倍、開架スペースは20万冊以上で現在の約2.5倍を計画しており、年間購入約3万5千冊、市民一人当たり4冊以上を所蔵できる図書館づくりを進めます。

2 資料保存計画(サイクル)

公共図書館においては、図書の平均的な利用頻度は6年から7年とされています。市民の利用率を高めるためには、できる限り、新しい図書が常に配架されているのが望ましいと言えます。

本計画においては開架図書の寿命を平均6年と設定します。「開架」、「閉架」に分けて保存しますが、できる限り多くの資料が利用者の目に直接触れるように努め、「第二開架(公開書庫)」の導入に努めます。

3 年間貸出冊数基準値

本市の貸出冊数は現在7冊／人・年ですが、「新小牧市立図書館建設基本構想」で先進的な図書館活動を行っている他市と比較したように、やや低い水準となっています。そこで本計画においては目標貸出冊数を下記の通り設定します。

年間個人貸出冊数目標値(平成30年)＝10冊／人・年

年間貸出冊数目標値：16万人×10冊＝160万冊

4 年間購入冊数基準値

年間購入約3万5千冊(約2万5千種)とし、長期にわたって所蔵できる図書館づくりを進めます。

第1節 建築計画の方針

基本理念で掲げた「みんなの情報と交流のひろば」を実現するための、新図書館の建設計画の方針を、次の通りとします。

1 ユニバーサルデザイン対応・建物のバリアフリー化

障がい者、高齢者、妊婦、子ども等を含む全ての人が、親しみを持って接しやすい図書館づくりを目指します。ユニバーサルデザインにおける7原則、物理的な段差等のバリアフリー化はもちろんのこと、閲覧室をはじめ出入口、書架やサインのデザイン、扉の把手や内装材の選定等利用者に分かりやすくストレスや心理的な圧迫感を与えないように配慮した空間構成、家具デザイン、インテリアデザインとします。

2 耐震性の確保と災害時の対応

建物全体の耐震性は、建築基準法の耐震性能を確保することで対応できますが、図書館内については書架の転倒防止、書籍の転落による避難通路の阻害防止が重要となります。

- (1) 地震以外の災害時にもスムーズに移動できるよう、安全な避難通路の確保、分かりやすい避難経路の認知、障がい者にも非常時であることを知らせる警報設備を設置します。
- (2) 災害のうち特に水害に対しては、小牧市の洪水ハザードマップでは、建設予定地のA街区は浸水の危険性は高くありませんが、特に書籍には浸水しないように配慮します。

3 環境への配慮、省資源・省エネルギー対応

地球環境問題により、公共施設の整備は環境への配慮が必須条件となっています。建物の長期使用、ライフサイクルコストやライフサイクルCO₂の削減、低炭素社会への対応や自然エネルギーの活用に積極的に取り組み、CASBEE等の新しい概念を取り入れて高耐久、省エネルギーの環境にやさしい施設整備を目指します。

4 ICT(Information and Communication Technology)化への対応

これからの図書館像は、デジタルとアナログ資料が混在するハイブリッド・ライブラリー方式の情報提供を実現することにより、市民の課題解決を支援する役に立つ図書館であるといえます。

- (1) 利用者の図書館に対する要望は時代とともに変化し、図書館に関する情報技術も確実に進歩することが予想されます。特に情報技術に関する進歩はめざましく、こうした変化に柔軟に対応できる施設整備を目指します。
- (2) 利用者にとって資料が探しやすく多様な利用ができ、職員にはサービスや管理のしやすい図書館を目指します。
- (3) 自動化・機械化できるところは積極的に取り入れる一方、図書館職員本来の業務である専門的なレファレンス等の相談サービス業務に重点を置きます。

インターネットからの予約、ウェブOPACによる検索等、非来館型の図書館利用にも対応できる職員の育成に努めます。

5 まちの景観に調和したデザインの採用

平成13年に施行された「小牧市都市景観条例」に基づき、建設予定地のA街区を含む駅前周辺地域において、景観形成に先導的な役割を果たせられるように取り組みます。

建設予定地のA街区の整備計画の全体像は、今のところ明確には提示されていませんが、新図書館整備とともに魅力ある駅前の街づくりが進められると考えます。

小牧市の生涯学習施設の核として、文化活動の拠点となり、より多くの市民に認知してもらうためにも、駅前空間のランドマークとなるような整備に努めます。

外観は、歩行者空間からの景観と道路側からの景観等に配慮し、明確な表と裏をつくらない正面性(ファサード)を重視した建物デザインを目指します。また屋内のデザインや色調についても、利用者にぬくもりや安らぎを与える、落ち着きと居心地のいい空間環境のある図書館にします。

6 市民、利用者の活動が見えやすい計画

図書館は、公共施設の中で最も定期的に、または長期にわたり継続的に利用される施設です。しかし、施設の認知度は高いものの市民全体からみれば、実際に利用しているのは、およそ30～35%の市民との統計データが示されています。従って7割近い市民が未だ図書館を利用していない状況です。

- (1) 基本理念である「みんなの情報と交流のひろば」を具体化していくには、地域に埋もれている様々な情報を積極的に収集し、数多くの市民が来館し、こうした情報と出会う機会を創出していくことが必要になります。新たな付加価値をもたらせる活動が行えるよう、開架室には空間的な余裕を持たせ、職員と利用者との信頼関係を築けるような空間づくりを進めていきます。
- (2) 市民に図書館をもっと身近に感じてもらい、今まで未利用の市民にも来館されるような広報活動や図書館を活動の拠点として利用してもらう等、来館のきっかけを企画することに努めます。
- (3) 小学校の授業で取り組んでいる「地域の学習」等冊子としてまとめたものを、図書館が積極的に地域資料として継続して集めることを促進します。活きた地域資料が収集でき、自分たちが作った資料が図書館に保存されていることにより、子どもたちに愛着や親しみを持ってもらえるようにします。
- (4) 公民館や地元の絵画教室で活動しているサークルの作品展を図書館のエントランスホールや開架室の一角等で行うことで、出展者はもちろん、作品に興味を持った市民にも図書館への来館を促すことに努めます。

第2節 機能の配置計画に関する考え方

1 基本方針と新図書館に求められる事項

基本方針である「みんなの情報と交流のひろば」の実現のために、新しい図書館をどのように整備していくのかを、次の4つの視点から検討します。

(1) 市民に愛着を持ってもらえる美しい建築

資料のデジタル化が進めば非来館型の図書館利用も増えてくると思われませんが、逆にデジタル化が進めば進むほど、また来たいと思ってもらえる空間づくりが最も大切になります。

図書館には資料の貸し借りの目的だけではなく、気分転換やレジャーのように、非日常的な利用意識から来館している利用者も大勢います。入ってみたいくなる清潔で美しい建築は、その空間の魅力で利用者を惹きつけ、永きにわたって愛され利用されるはずです。

新図書館は、利用者もそこで働く職員も図書館に誇りと愛着を持てる施設づくりを目指します。

(2) いろいろな利用を選択できる快適な居場所の提供

図書館は資料の貸出・返却が基本的なサービスですが、新聞を大きな机で読んだり、雑誌をソファに座って読んだり、CDやDVDを鑑賞したり、個室や個人机で静かに読書や学習をしたり、グループでレポート作成をしたり、さまざまな利用目的を持って来館されます。

ア こうした館内で、滞在しながら利用するためにも、小さくても多様な空間やゆとりある閲覧席、緑豊かなリフレッシュ・コーナー等安らぎのある居場所づくり、居心地の良い図書館づくりを目指します。

イ 来館数を増すためにも、展示ギャラリーやロビー空間を設けて気軽に立ち寄ってもらえる雰囲気づくりを目指します。

ウ 中学生や高校生の放課後の居場所としても機能する、友人と会話を楽しむことのできるような空間づくりを目指します。

(3) 資料や情報との出会いを創出

図書館は、資料や情報と利用者とは出会う場です。図書館をハブ(活動の拠点)として、人と人が出会うことも可能です。特に地域に埋もれた活きた史・資料を積極的に収集・展示し、提供することは、利用者のコミュニティ活動への参加意識や積極的な関わりを高めることとなります。

一方、図書等の検索においても、たくさんの資料の中から探し出しやすいレイアウト、取り出した後すぐに読めるように、閲覧机をそばに配置することは基本的な事柄です。

図書館において、思いがけない発見等を期待して隣に関連する書籍を並べることも豊かな読書環境づくりには大切です。利用者自身が自発的に図書館を巡った時に、自分が探している資料を見つけやすい、探しやすい配架づくりに努めます。

また、学校の先生のおすすめの本、ボランティアのおすすめの本、ケアマネジャーのおすすめの本等、専門職のおすすめの本の企画コーナー等の設置も検討します。

(4) 利用者と職員との信頼関係の構築

知識と経験とともに自信と誇りを持って勤務している職員がいると、利用者からの信頼も高まり、図書館の雰囲気も明るく、活動的な印象を与えることができます。

ビジネス支援等役に立つ図書館を目指すためには、利用者が職員に声を気軽にかけられるような信頼関係が重要となってきます。そのためにも、職員は図書館の資料に精通するとともに、利用者とのより良いコミュニケーションづくりに努めます。

職員の業務の効率化の点からも自動化や機械化できることは積極的に導入を図り、職員が本来の利用者支援の業務に専念できるように、基本設計の段階から検討します。

2 地域館機能と中央館機能の分化

建設予定地の広さから、平屋建ては困難であり、開架室も2層程度にする必要があります。

図書館は、子どもからお年寄りまでいろんな世代が利用でき、交流できる施設です。さまざまな利用者に安心して気軽に利用してもらうためにも、利用者に分かりやすい階構成にしていきます。

メインのエントランスのある地上階には、日常生活に役立つ資料、よく読まれる本を配し、資料の貸出・返却をサービスの中心とし、多少声を出してもよい、幾分賑やかな雰囲気のある地域館的な機能を主体とします。

上の階には、静かな環境でゆっくりと調べるスペースを用意したり、産業支援、ビジネス支援等を含む専門的な資料を配し、課題解決のためのレファレンスサービスや読書相談を行う等、専門的なサービスを提供する中央館的な機能とします。

3 各機能の面積と配置計画

ここに示す合計面積は各機能に必要な面積の積み上げによるもので、基本設計段階で、より具体的で効果的な配置等を十分検討することとします。

(1) 情報検索端末スペース

館全体で、蔵書資料検索端末約15台と地域情報提供端末約8台をバランスよく配置します。インターネットについては、無線LAN機能等の設備対応を行い、自由な利用促進を図ります。

(2) 地域館機能

ア 一般図書開架・閲覧1

準備室を備えた貸出・返却に重点をおいたカウンターを置き、一般図書(文芸、生活、趣味等を中心としたNDCの0～9全般)を配架します。冊数は約65,000冊とします。

書架は5段を中心とし、書架列間隔は、約3,000mmとします。

多人数掛けの閲覧席と、個人閲覧席を、150～200席程度バランスよく配置します。また机のないソファ等も用意します。

昼コーナーを設け、くつろいだ雰囲気での読書が楽しめるようにします。学習コーナーは閲覧室全体に分散させて、圧迫感のない十分な天井高を確保した、広い空間に配置します。

イ 新聞・雑誌コーナー

新聞約10紙、雑誌約200種、とします。バックナンバーとして1年分を保存します。専門的な一部の新聞・雑誌は、専門図書開架・閲覧2に置きます。

ブラウジングコーナーにふさわしい、ゆったりとしたソファ席を20～30席用意します。静かな環境を求める利用者に配慮したレイアウトをします。

ウ 視聴覚コーナー

CD、ビデオ、DVD等25,000点配架します。視聴席は(音響・映像兼用)10台、一部は複数席にします。音漏れや、画面への他の利用者からの視線にも配慮します。

エ 児童室

専用のカウンターを置き、児童向けの図書、絵本や紙芝居を、約45,000冊配架します。本の表紙が見える配架をも採用します。幼児・児童等、さまざまな年齢層に対応し、また親子で読書できる閲覧席を用意します。

ガラス等で仕切られた見通しが良くて、20～30人収容でき、さまざまな使い方ができるおはなし室を併設して、おはなし会のない時には、閲覧や手遊び等の遊戯コーナーにもできるようにします。

複数の子ども連れでも、安心して利用できる授乳室やおむつを交換できるスペースも設けます。

オ ティーンズコーナー

10代向けの雑誌や文庫、新書等を約10,000冊集め、中高生が集まりやすいコーナーとします。グループでの行動を想定し、ある程度の話し声が他の利用者の迷惑にならないようにすると同時に、密室にならないようガラス越しに見通せたり、広い開口部のある部屋等の工夫をします。

カ 絵画コーナー

約 200 点の絵画を容易に見て選べるように、個別展示のスペースの拡大と縮小が容易なコーナーとします。ギャラリーとは別に収納庫を設けます。

キ 障がい者サービスコーナー

約 2,000 冊の資料閲覧コーナーのほかに、対面朗読室・障がい者ボランティア作業室・録音室・パソコン音声出力機器室を複数設けて、利用頻度に応じて兼用できるようにします。

ク ボランティア活動室

定期的に図書館で活動するボランティアに対して、収納スペースを備えたゆとりのある大きさの活動室を設ける等、ボランティアとの協働による図書館運営の発展を図ります。

(3) 中央館機能

ア 専門図書開架・閲覧 2

準備室を備えた専門図書カウンターを置き、地域・行政資料コーナーのカウンターと兼用とし、職員によるレファレンス業務に重点を置きます。

約 70,000 冊の基本図書、専門書、参考図書、地図、逐次刊行物、法令集等を、受入後およそ 8～10 年間配架します。書架は 5 段を中心とし、壁面は高書架、書架列間隔は、約 2,250mm とします。

「第二開架(公開書庫)」を導入し、基本的な資料集等を配架することにより、利用者が少しでも多くの資料に触れやすい環境に配慮します。開架室と閉架室の中間の位置づけとして、開架室よりも書架の高さを高くし、書架列間隔は約 1,500mm とします。

閲覧席は、調べ物に適した大きい机と、場所によっては手元照明スタンドや電源コンセントを設備した場所も提供します。

研究個室×5 室、グループ学習室×3 室、ノートパソコンの持ち込みができる部屋を 1 室設けます。それらの部屋には、無線 LAN やインターネット等のインフラ設備の充実も検討します。

イ 地域・行政資料コーナー

約 15,000 冊の郷土資料・地域資料・行政資料を配架します。書架は 4 段を中心とし、壁面は高書架、書架列間隔は、約 2,250mm とします。チラシやパンフレットを多数展示できるようにします。カウンターの近い位置に配置し、カウンターでのレファレンスを受けやすくします。

ウ ビジネス支援コーナー・情報コーナー・新聞・雑誌コーナー②

ビジネス支援のため、産業やビジネスに関する資料を置きます。また情報メディア等を提供(個人利用としても提供)します。コンピュータ機器を約 20 台設置し、IT を使ったデジタルコンテンツの閲覧やその活用に役立てるスペースにします。

専門的な一部の新聞約 35 紙、雑誌約 200 種を置ける広いスペースを確保します。

エ 多言語図書コーナー

多読図書のほか、外国語関連と外国語による各国を紹介した資料集の資料を配架し、必要に応じてレファレンスサービスを行います。

オ 学習援助スペース

- ・小牧市視聴覚ライブラリー

16 ミリフィルムと映写機及び DVD 等のビデオソフトと機器等を配架・設置し、スタジオとしての利用も可能とします。

- ・多目的会議室

10 人～30 人収容できる部屋を 3～5 室設けます。図書館の事務的な会議や応接だけでなく、市民の集会や研修、ボランティア活動等、さまざまな目的に対応できるようにし、視聴覚設備を用意し、部屋の大きさも、多人数で大会議室にできるように、壁間仕切りが可変できるようにします。

(4)バックヤード機能

ア 閉架書庫スペース

約 450,000 冊収納できるスペースを確保します。カウンター等との動線を十分考慮した位置に配置します。収容力の高い集密移動棚を導入します。

なお、積層書庫を導入し、専用エレベーターを用意します。貴重本は、保管環境を保てる専用の小部屋または保管庫に収蔵します。

イ 施設配本・学校支援・配本スペース

道路または駐車場に面した車庫と、作業室、書庫のスペースです。1 階または地階の車庫には、事務用及び図書室連絡車各 1 台が駐車できるスペースを確保し、専用の換気設備を用意します。作業室には施設配本用に約 30,000 冊が置ける書架を設置します。

ウ 事務作業スペース

20～30 人の職員が作業できる事務室を設けます。地域館と中央館の事務に分け、各カウンターと一体化したスペースにします。事務と作業は一体化したスペースにし、仕切りで区切ります。

応接室、整理業務に適した作業机等を配置した資料整理作業室、購入予定資料荷ほどこき室、ネットワーク支援(市内分館・近隣図書館・学校・地域団体・地域公共施設等)連絡作業室、印刷室を設けます。またコンピュータ室は 24 時間運用のため、専用の空調システムを設備します。職員用の休憩室や更衣室、業務委託業者室も用意します。

倉庫は、図書館資料保管・処理用として、寄贈受入や廃棄資料等の一時保管に使います。また、整理業務用消耗品等、備品器具用や施設管理、営繕用にも使います。省スペース化のため、集密移動棚の導入も検討します。

各室が機能的に運用できるように、連携した配置計画とし、書籍の運搬や移動がスムーズにいくように廊下や扉の大きさ等に配慮します。業務用の機械を置く部屋については、防音や換気等に配慮します。

(5) その他

ア エントランススペース

エレベーターは、電動車椅子等が容易に出入り可能なサイズの利用者用と図書館業務用の荷物搬送兼用を設置します。

飲食コーナーには、自販機と水飲み場を設備し、弁当等の食事を快適に行える憩いの場となるスペースを用意します。

利用者用荷物ロッカー室は、地域館機能エリアに約 50 人分、中央館機能エリアにも約 50 人分を設けられるように努めます。

市内の催事・行事・イベントの予定を掲示・表示できる設備を設けます。

イ ギャラリー・展示やイベントのスペース

イベントや市民の活動・発表の場として、小企画展ができるスペースを設けます。あまり図書館に足を運ばない市民に対して、集客力のある催し物で、図書館が図書を利用すること以外の市民の交流の場であるという PR 活動を行います。団体だけでなく、個人でも自由に応募・参加できるようにします。例えば、児童の「読書感想画」展も展示できるようにします。

ウ 屋外スペース

屋外スペースについては、基本設計に係りますが、図書館への利用者の導入を考える上で重要なポイントとなります。基本理念を実現すべく、利用者の交流や、図書館への誘導性を高めるために、回遊性が高く、市民が集う場として魅力のある空間づくりを図ります。

機能別面積一覧表

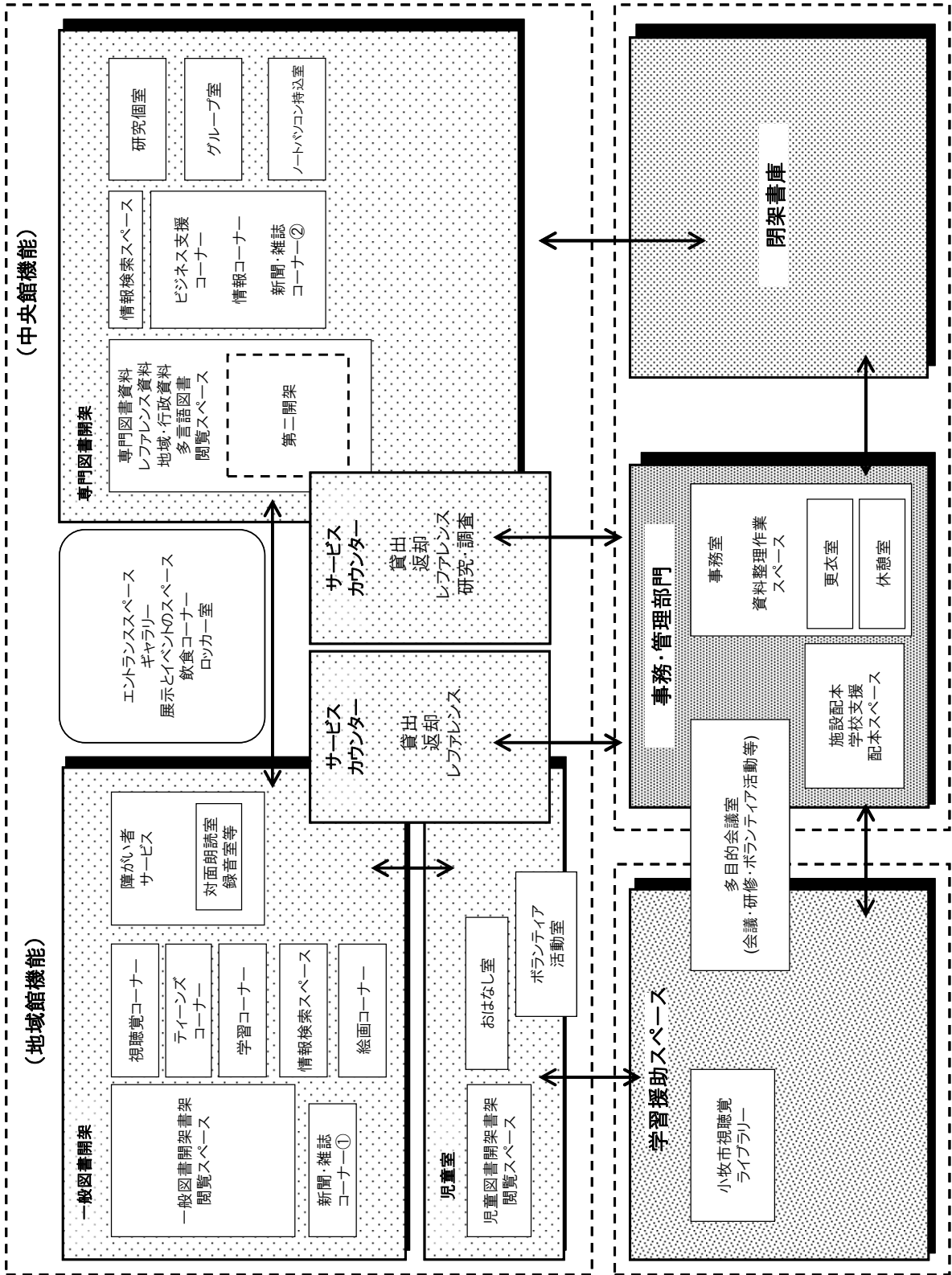
(表の数値は、個別機能としての参考数値であり、利用形態や連携を考慮しながらスペースの共用を図る等、設計段階であらためて検討します。)

	冊数等(冊,点)	面積	面積(m ²)	座席数(席)
館全体				
情報検索端末スペース		70		23
小計			70	
地域館機能				
一般図書開架・閲覧1	65,000	600		
静粛室含む		460		120
学習コーナー		80		40
同上用カウンター		150		
軽読書用量コーナー		40		10
新聞・雑誌コーナー①		150		20
視聴覚コーナー	25,000	350		10
児童室	45,000	360		
おはなし室		75		40
		50		25
ティーンズコーナー	10,000	100		15
絵画コーナー	200	75		3
障がい者サービスコーナー	2,000	85		5
ボランティア活動室		25		5
小計	147,200		2,600	
中央館機能				
専門図書開架・閲覧2	70,000	600		
研究個室、グループ室、パソコン持込室		200		60
同上用カウンター		150		51
		50		3
地域・行政資料コーナー	15,000	150		20
ビジネス支援コーナー・情報コーナー・新聞・雑誌コーナー②		175		40
多言語コーナー	20,000	75		
小計	105,000		1,400	
学習援助スペース				
小牧市視聴覚ライブラリー		50		
多目的会議室①(視聴覚室)		150		
視聴覚準備室 兼 編集室		25		
多目的会議室②(集会室)		60		
多目的会議室③(会議室兼応接室)		30		
多目的会議室④(職員研修室)		50		
多目的会議室⑤⑥(ボランティア室×2)		50		
給湯室		10		
施設管理室		25		
小計			450	
バックヤード機能				
閉架書庫スペース				
書庫	450,000	750		
AV資料書架		25		
絵画収納庫		25		
小計	450,000		800	
施設配本・学校支援・配本スペース				
車庫		80		
作業室		25		
書庫	30,000	60		
小計			165	
事務作業スペース				
事務室(機能別に分ける)		100		
応接室		10		
資料整理作業室、印刷室等		100		
コンピュータ室		20		
業務委託業者室		10		
休憩室(飲食、和室)		50		
更衣室		50		
倉庫		150		
小計			490	
その他				
エントランススペース		100		
ギャラリー・展示とイベントスペース		100		
通路、階段、エレベータ		400		
トイレスペース		100		
飲食コーナー		50		
ロッカー室		75		
電気室、受水槽等		75		
小計			900	
合計	702,200		6,875	490

※雑誌・新聞は別途

※施設配本・学校支援・配本スペースの30,000冊は含めず

4 各機能の相互関係



第3節 新図書館の位置と規模

1 建設予定地(小牧駅前A街区)の現状と設置理由

建設予定地のA街区は、小牧駅西駅前広場から再開発ビル「ラピオ」(B街区)の間に位置する開発事業予定地です。この街区の一角を図書館の敷地として検討します。

隣接する「ラピオ」は2007年9月にキーテナントのイトーヨーカ堂が退店し、その後2007年11月に平和堂、2008年7月にはえほん図書館等がリニューアルオープンしました。「ラピオ」のリニューアルオープンにより、人の流れは若干増えましたが、小牧駅前には現在のところ、賑わう雰囲気もあまり見られません。また、賑わいを創出する核となる施設の不足も否めません。

一方、図書館は定期的な利用度合いが高い特性を持っており、平日は一人で訪れる主婦、高齢者の利用が多く、土日は家族と一緒に児童、有職男性の利用が多くなり来館者数が増えます。

新図書館は、日常的に利用できる機能(小牧地区の地域館的機能)と、有職者、企業、団体等広く利用者を惹き付けることができる新たな機能(中央館的機能)を併せ持つ施設を整備することで、常に賑わう核施設を創設し、魅力ある都市空間づくりを推進します。

2 敷地の利用

A街区全体の事業計画は今後策定されますが、平成20年3月策定の「小牧駅周辺整備計画」では駅から街区のほぼ中央を東西に横断するかたちで地上に歩行者通路が計画されています。

新図書館の開架室は多層にわたるよりも2層程度に集約して計画し、利用者にとっても管理する職員にとっても使いやすいものにします。なるべく開架室を広く設け、書庫は上層階に積むというようなフロア構成を図ります。

街区全体の歩行者通路のレベルに合わせて正面玄関を設け、利用者が主に使う地域館機能のスペースとします。

3 駅前という立地の活かし方について

全国の駅前商店街と同様、小牧市でも、中心市街地周辺に子ども同士や家族で楽しめる場所がなく、週末には家族で郊外に出かけ、大型店舗でまとめ買いをするライフスタイルが市民に定着しています。

駅前に図書館があるからといって、その利用者が公共交通機関で来館するとは限りません。購買行動からみても車での利用が多いと予想されるため、ゆとりを持った駐車場の台数を確保するよう努めます。

また、駅を利用しているのは主に学生と通勤者です。駅前に立地するメリットを活かし、通学・通勤帰りに少しでも利用できるように、広い駐輪場の設置、開館時間の延長やネットからの予約本の受け渡しサービス、市民が気軽に立ち寄り、集まりやすい雰囲気づくり等を図ります。

第4節 駐車場及び駐輪場整備に関する考え方

1 基本方針

建物へのアクセスのしやすさを考えると、いつも満車の駐車場や駐輪場では、図書館への足が遠のくことにもなります。図書館への交通手段は、駐車場台数の少ない現図書館でも土日で車が65%を占め、一般的に地方都市では車が7~8割程度とされています。

一方、平日は自転車での来館が40%を占める日があり、駐車場と駐輪場の台数の検討には、曜日も加味して検討する必要があります。

2 所要スペース・台数

駐車場等の台数を検討するに当たり、まず基本とするのは図書館のサービス目標を達成するために必要な駐車台数を確保することです。そこで目標とする図書館活動を実現するために、図書館の統計データ、来館者アンケート調査の分析データ等から適正な駐車場、駐輪場スペースを検討します。

(1) 駐車場の台数

ア 車利用は土日の方が多。

イ 年間の一人当たりの貸出冊数を10冊/人。

ウ 人口を16万人とすると、 $16\text{万人} \times 10\text{冊} = 160\text{万冊/年}$ の貸出冊数。

エ 1回あたりの貸出冊数を5冊/人とすると $160\text{万冊} / 5\text{冊} = 32\text{万人/年}$ の貸出者数。

オ 1週間当たりの貸出者数は $32\text{万人} / 52\text{週} \approx 6154\text{人/週}$ 。

カ 来館者のうち資料を借りる割合を75%とすると、 $6154\text{人} / 0.75 \approx 8205\text{人/週}$ の来館者数。

キ 週に対する土日の来館者の割合を25%(*)とすると、 $8205\text{人} \times 0.25 = 2051\text{人/日}$ の来館者数。

ク 一日のピーク人数を来館者数の20%とすると、 $2051\text{人} \times 0.2 = 410\text{人/ピーク時}$ 。

ケ 土日における車での来館者の割合を75%(*)とすると、 $410\text{人} \times 0.75 \approx 308\text{人}$ 。

コ 1台当りの乗車人数を土日で1.9人/台(*)とすると、 $308\text{人} / 1.9\text{人} \approx 162\text{台}$ 。

以上から、年間10冊/人の貸出冊数を目標とする来館者を確保するには、図書館だけで約160台の駐車場が必要となります。

この値は年間を通じた平均を表しているの、夏休み等の年間を通じたピークを考慮するとさらに何割かはプラスした台数が必要となります。

そこで、季節変動等であふれ出た駐車台数分は、建設予定地が駅前という立地を考え、周辺地区の駐車場利用も検討する必要があります。

(2) 駐輪場の台数

- ア 駐輪場の利用は平日の方が多。
- イ 駐車場と同じく、年間の一人当たりの貸出冊数を 10 冊/人と設定して算定する。
- ウ 利用の多い平日の週に対する割合を 15% (*) とすると、
 $8205 \text{ 人} \times 0.15 = 1231 \text{ 人/日の来館者数}$ 。
- エ 一日のピーク人数は来館者数の 20% とすると、 $1231 \text{ 人} \times 0.2 = 246 \text{ 人/ピーク時}$ 。
- オ 平日における自転車での来館者の割合を 40% (*) とすると、
 $246 \text{ 人} \times 0.4 = 98 \text{ 人}$ 。

以上から、年間 10 冊/人の貸出冊数を目標とする来館者を確保するには、少なくとも 100 台の駐輪場が必要となります。

さらに安全率を見て駐輪場の台数検討を土日のピーク人数、平日の自転車の割合を用いると、 $410 \text{ 人/ピーク時} \times 40\% = 164 \text{ 人}$ となります。

建設予定地が駅前という立地を考えると、郊外に図書館がある場合に比べて通勤・通学で自転車利用の利用者も多くなると考えられます。また、夏休みや定期試験時にはかなり学生の利用が増えると考えため、図書館用駐輪場として、目標値は 160 台に 5 割増の 240 台以上とします。

*資料編 『新図書館建設に関するアンケート調査』 報告書

第5節 図書館家具・サインに関する考え方

1 書架

配架する資料に適した、寸法(幅・高さ・奥行き)に配慮したデザインとします。

使いやすく、かつ長期間の使用と重量のある書籍に対応できる耐久性と堅牢性のある、安定性の高いものを採用します。

書架高を低くすることによって、利用者や職員が探しやすく、取り出しやすくします。特に児童コーナーは、子どもが本に興味をもてるように、おもて表紙が見える置き方が可能な書架にします。

地震時に書架が転倒しないように、形状や固定化等に配慮します。

2 机・椅子

さまざまな用途に合わせた、機能的で長時間利用しても疲れにくいものにします。

児童コーナーは、遊び心のある、楽しい家具を選びます。

高齢者や障がい者が使いやすい手すりや肘付き、また杖を掛けられる椅子等も用意します。

コンピュータを操作する情報検索台は、多岐にわたる利用者に合わせ、いくつかの高さと大きさにします。

3 その他

家具・サインは全般的に、建物の外観や内装等と調和したものにします。

各種カウンターは、対象者や用途に合わせた機能的でゆとりのあるものにし、さまざまな作業が効率的でスムーズで、長時間の運用に適したものにします。

パソコンやOA機器、AV機器を設置する家具については、電源や配線等機器の設置や交換等を設計の段階から配慮します。

4 サイン

備品サインは建物に付随するサインと統一感のあるデザインにします。認識しやすいよう色や大きさ位置等十分配慮し、誰にでもわかりやすい図書館の雰囲気大切にしましたものにします。

利用者が、目的の場所(コーナー、資料)まで、容易に到達できるよう誘導できるようにします。

また、将来的な収蔵資料の変更にも柔軟に対応できる、フレキシブルなものにします。

第6節 新図書館の設備に関する考え方

1 集密移動棚

閉架書庫には、収納量確保のため、集密移動棚を導入します。通常の建築床に設置する方法と、建物の吹き抜けに書架を二層配置した、積層書架の方法があります。

閉架書庫以外でも、施設配本書庫や倉庫でもスペースを有効に使うため、集密移動棚の採用を検討します。移動棚のタイプには、電動または簡易電動、手動がありますが、使用頻度とコストに合わせて選定します。

2 ICT 対応

床を二重構造にして、電力用配線や通信ケーブルを配線できる、フリーアクセスフロア(OA床)を設置し、ネットワークの拡充や機器の増加等、将来の増設に備えられるようにします。事務室やコンピュータ室だけでなく、会議室や閲覧室の一部にも導入します。

将来の ICT の幅広い普及を見据えて、ケーブルやコンセントを使用せず、自由な場所でパソコン等が使える無線 LAN の設備も積極的に導入します。

3 図書自動貸出返却機器や無断持ち出し防止機器の設置及び RFID タグ(IC チップ)について

RFID タグ(IC チップ)を、所蔵資料に添付することにより、図書自動貸出返却機の導入が可能になり、資料管理の省力化とともに、カウンターでの手続きが簡易又は不要となります。よって利用者のプライバシーを現在よりも一層保護できるシステム構築を行うことができ、図書館の利用促進の一つの要素になります。

また、蔵書点検がより効率的になることや、無断持ち出しの抑制に効果があることもあり、導入のための積極的な検討を進めます。

4 障がい者に対する設備

手すりや点字ブロック、スロープはもちろんのこと、館内のいたるところに杖のフックを設け、オストメイトトイレや折りたたみベッドのある誰もが使えるトイレ、パニック障がい時の一時避難場所ともなる介護室、耳が不自由な人にも危険を知らせるパトランプ、目の不自由な人と同伴する盲導犬のリードフックや犬のトイレ、男子トイレにもベビーベッドの設置等を導入します。点字ブロックの配置ルートに配慮し、多目的トイレは各階に、男女別に設置します。

5 空調、冷暖房設備

地域冷暖房に個別冷暖房を加えた全館空調システムを導入し、利用状況を想定したゾーニングを行い、個別にも対応できるようにします。

春や秋等の季節には、自然通風が可能な設備等により、省エネルギー化を図ります。太陽光や雨水等の自然エネルギーをできるかぎり有効活用するよう検討します。

6 照明と採光

省エネルギーの観点から、昼光を積極的に活用し、トップライトやハイサイドからの採光、天井照明(タスク照明)、手元照明(アンビエント照明)を組み合わせ、空間の機能と雰囲気を出すと同時に、書架や机上の明るさを十分に確保します。

7 防災設備

災害時には速やかに避難できるように配慮するとともにガラスの飛散防止等をはじめ、必要な設備機器の設置を図ります。

8 防音設備等の音環境

個人用閲覧席や研究用のブース、静かに読書できる静粛読書室やグループ学習室は、周りの音環境から独立して利用できるようにします。

対面朗読室や情報コーナー、視聴覚コーナーも防音に配慮します。エントランス等にはノイズキャンセラーの採用も検討します。また、機械室等は防音、防振を十分に行い、一般の利用者が利用するゾーンとは区別します。

一部の開架スペースには、BGMを流す等リラックスできる音環境の整備も検討します。

第1節 図書館システムの構築方針

利用者にとってより使いやすく便利な図書館を目指して、現図書館のシステムの向上を図ります。下記の項目について検討を重ねて導入を図るよう努めます。

1 館内 OPAC、インターネット端末台数の増設によるサービスの向上

ノートパソコンの持込や、Wi-Fi の利用を認め、より使いやすい図書館にします。

ただし、キーボードの操作音に対して他の利用者へ配慮し、使用できるスペースを制限します。

2 館外、館内の利用者に対するインターネットサービスの充実

- (1) 館外からレファレンス相談を受付け、きめ細かい対応をします。
- (2) 館外からのリクエスト対応について検討します。
- (3) 館外へ書評連携のアナウンスを行います。
- (4) 館内での時間利用を一定時間に制御するシステムを検討します。
- (5) インターネット上の有料データベースの提供(市民は無料)を行います。
- (6) 館内利用での有害サイトへアクセス禁止とモニタリングソフトの更新をします。

3 学校図書館システムとの連携の構築、近隣大学図書館システムとの横断検索システムの構築

今後の取り組み課題のひとつとして、関係機関に働きかけを図ります。

4 ポルトガル語等、英語以外の多言語検索手段の提供

日本語以外を母語とする人たちが、自国語に接することのできる機会と場を提供します。

5 CD-ROM でのデータ提供

国歌大観や理科年表等、多様なデジタル情報の提供を図ります。

6 自動化の推進

(1) CTI(自動音声応答装置)の導入

視覚障がい者からの電話問い合わせに対して音声ガイダンス(インバンド機能)にて対応します。

(2) 予約・督促連絡の自動化(電話による自動連絡)による省力化

(3) インターネットが使用できない利用者への類似サービス機能提供

電話による自動応答を検討します。

(4) 自動貸出返却機の導入

窓口業務の省力化に努め、人員配置を再検討することによって、よりきめ細かな図書館サービスをさらに一層充実させることに努めます。また、プライバシー保護についても十分配慮します。

7 レファレンス業務の充実

システム化により、メールによる受付と「利用者のページ」の活用で来館しなくてもレファレンスを受けられるようにします。問い合わせのためのデータベースを構築し、効率化を図ります。また過去のレファレンス事例や質問に対する回答をウェブで情報公開することで、レファレンスについての理解の進展と活用を広げていきます。

8 ホームページの更新

JIS規格(X 8341-3:2004)に準拠したリニューアルを図り、よりわかりやすくより使いやすいホームページづくりに努めます。

9 館内予約システムの構築

新図書館内における会議室等の各施設や設備・機器等の予約システムづくりを図ります。

10 セキュリティの向上

現行セキュリティレベルの一層の向上を図ります。業務ネットワークと利用者ネットワークを分離することによってセキュリティの精度を高め、分館ネットワーク回線についてもセキュリティを確保し、より安全なシステム運営を目指します。自然災害や人的災害の予防策の導入を進めます。

第1節 市直営の原則による市民ニーズへの対応

図書館は小牧市の直営による運営を行っていきます。なお、一部窓口業務等を民間事業者に委託して、開館時間の延長も行っています。今後も社会環境の変化に迅速に対応できるように、必要な人材、予算の確保を行うとともに、効率的な図書館運営を実施するために、図書館の持つ意義について理解を深めるための働きかけを進めていきます。

利用者が本当に求める情報ニーズを幅広く把握し、図書資料を的確に収集・整備して、タイムリーに提供できるように努めます。図書資料の検索や視聴覚資料の閲覧等、コンピュータ機器やAV機器等の機器・機械類についても、利用者が扱いやすい環境の整備により、利用の拡大を促進します。また、生涯学習等市民の学習の機会を増やし、場所や情報を提供します。図書館の活動をより広く理解していただけるように広報活動や情報公開にも力をいれていきます。

第2節 専門職員の育成

司書資格を持つ専門職員を計画的に配置し、多種多様な相談に対して、できる限り応えられるように努めます。

図書館業務の自動化と省力化を推進することにより、専門知識を継続的に習得し、職員でなければ出来ない業務に集中させることにより、レファレンス業務等、これからの図書館に必要な機能を充実します。

そのため、利用者へのサービス向上と期待に応えられる人材の育成に努め、定期的かつ継続的な職員研修と教育の実施を計画します。

第3節 市民との協働

市民ひとりひとりのもとより、ボランティアや各種団体との連携や協力関係をさらに進め、市民に密着した運営を行います。「小牧市市民活動推進条例」の理念に基づき、図書館として市民活動をサポートしていきます。また他の公共施設との情報交換を頻繁に行い、より使いやすい図書館を目指します。

第4節 計画的な運営・管理

「図書館の自由に関する宣言」、「ユネスコ公共図書館宣言」の遵守を図書館としての規範とします。また年度ごとに、図書館協議会において「自己評価」の点検と評価を行います。

第5章で述べた、機能とサービスを実現できる業務体制づくりに努め、下記の業務を遂行していきます。

- 1 資料の収集と提供
- 2 予約とリクエスト、相互貸借、返却の督促
- 3 レファレンス
- 4 図書館資料の選書・選定と購入
- 5 図書館資料の受入・分類・整理・装備
- 6 図書館資料の目録作成とメンテナンス
- 7 図書館資料の保存と補修、除籍
- 8 施設配本
- 9 行事、催事、展示、講座・講演会の開催と広報活動
- 10 施設・備品の維持管理
- 11 各市民センター図書室等及び他機関との連絡・連携
- 12 予算管理、人事管理、文書管理、庶務業務、職員教育研修
- 13 図書館協議会の事務運営

第10章 開館までの準備

開館まで、下記の項目について、それぞれ日程に基づき計画し、実行していきます。設計事務所の選定から、基本設計、実施設計の間に、市民から意見を聞く会を開きます。

家具・サイン・設備については、基本計画の段階から市民の意見を反映するようにします。

図書館(蔵書管理)管理システムについては、現在使用しているシステムの使い勝手を検証し、新しい図書館に対応できるよう仕様を十分に検討した上で、新たにソフト作成を行います。

資料購入については、現資料の蔵書を十分に把握した上で、開館以降も考慮し、長期的な選定基準を検討し購入計画を立案します。

職員育成については、定期的かつ継続的な研修のほかに他図書館への見学や実地研修、先進的知識の習得のための勉強会等を行い、職員全体のスキルアップを積極的に図って、専門知識の習得が、開館後のサービス向上に貢献することにつながるようにします。

開館に向けて市民への広報を建設段階から積極的に行い、活発な図書館利用を促進するための周知活動を行います。

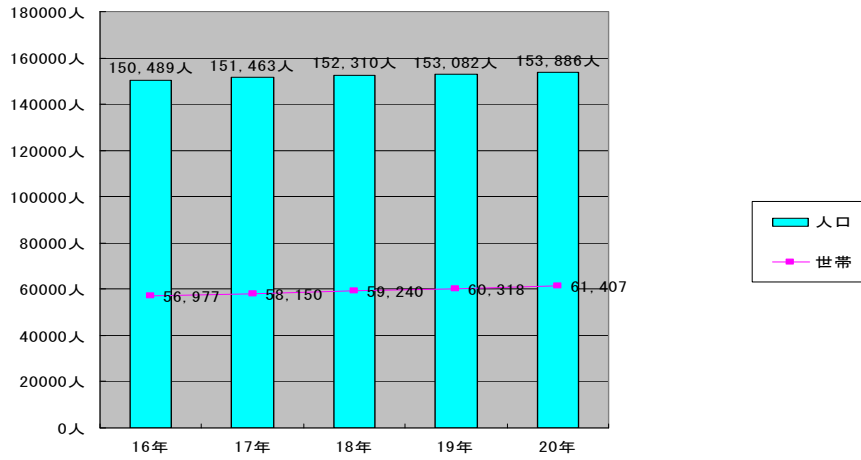
開館までのスケジュール(案)

		第1年度				第2年度				第3年度				第4年度				開館				
設計建築	設計者の選定	← 設計者選定(プロポーザル) →																				
	基本設計	← 基本設計 →																				
	実施設計					← 実施設計 →																
	建築工事					← 入札 →				← 工事 →				← 竣工 →								
家具・サイン・設備機器						← 基本計画・設計 →				← 予算計画 →				← 発注・実施設計 →				← 製作・搬入設置 →				
図書館(蔵書管理)システム						← システム仕様検討 →				← プログラミング →				← テスト・本稼働 →								
資料購入(ICタグ装備)						← 選書・発注 →				← ICタグ 全館貼付 →				← 装備・納入・配架 →								
条例規則の整備						← 条例の見直し、検討・新条例の試案作成 →				← 資料収集 検討 →				← 条例案作成 議会提案 →								
既存図書館						← 分別・新館に移すもの・整理処分するもの →				← 整備更新 データ入力 →				← 開館(引越し作業) →								

資料編

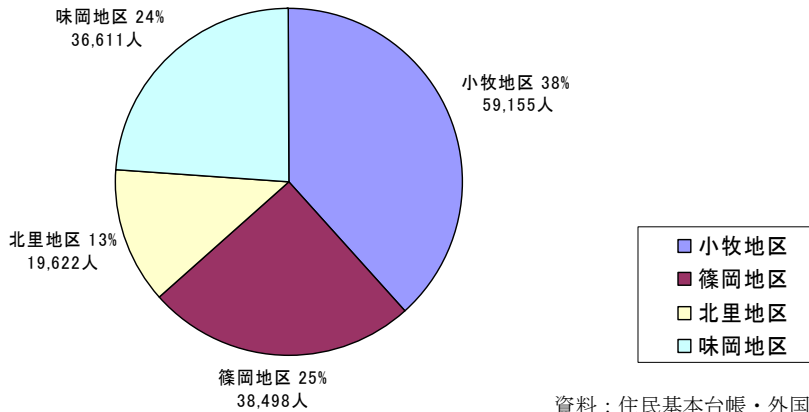
別添資料

別添資料① 図 小牧市の人口と世帯の状況



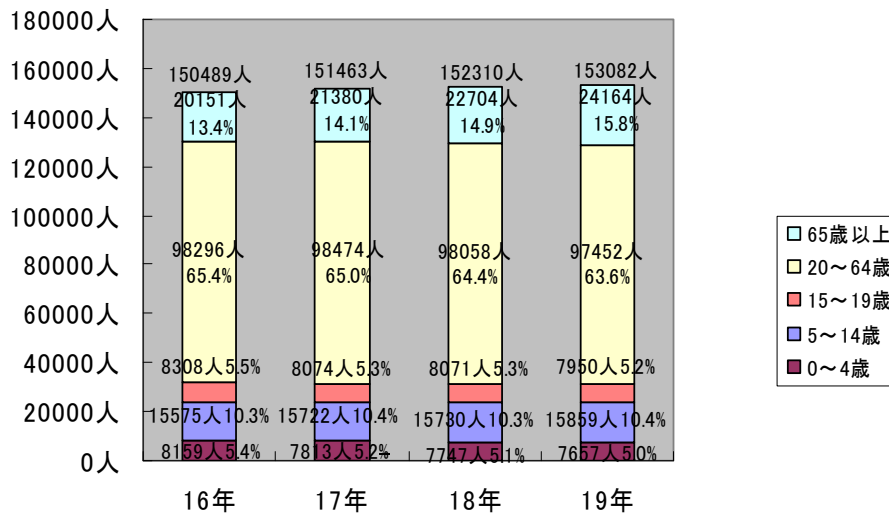
資料：住民基本台帳・外国人登録(各年10月1日現在)

別添資料② 図 小牧市の地区別人口の状況



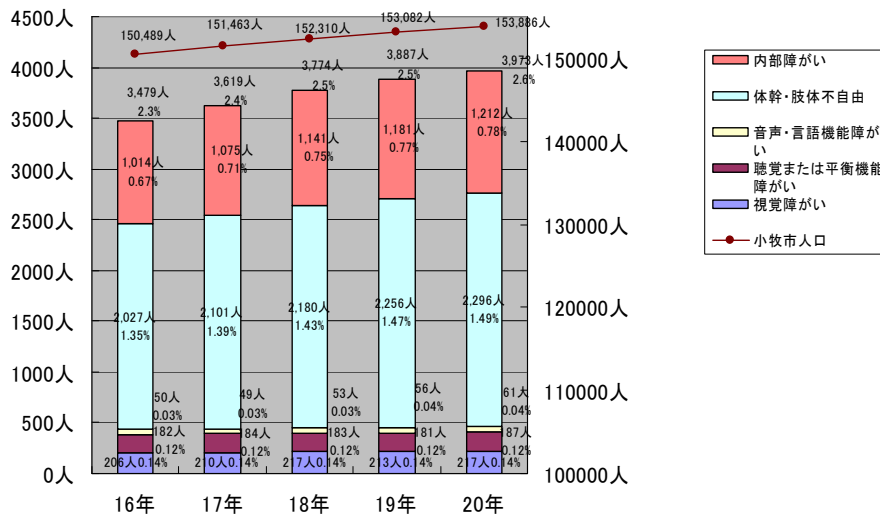
資料：住民基本台帳・外国人登録(平成20年10月1日現在)

別添資料③ 図 人口構成の推移



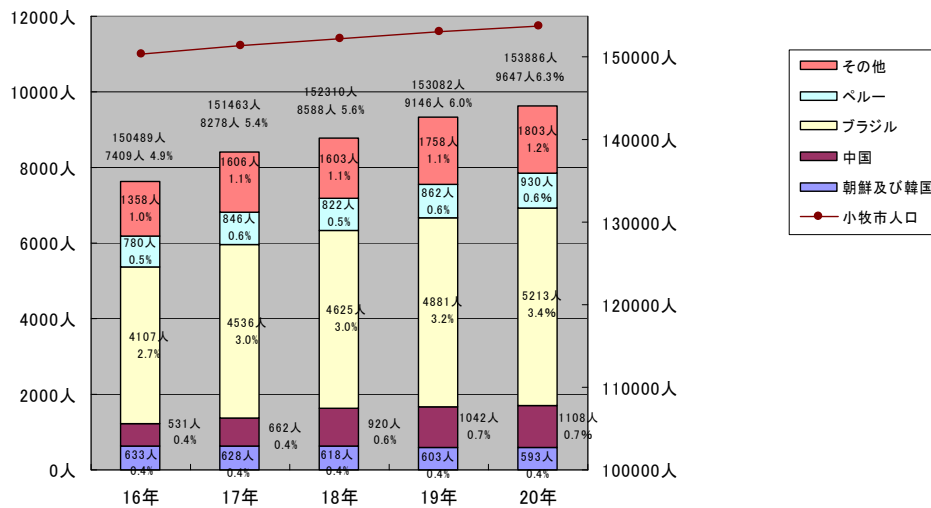
資料：住民基本台帳・外国人登録(各年10月1日現在)

別添資料④ 図 身体障がい者の状況



資料：住民基本台帳・外国人登録(各年10月1日現在)

別添資料⑤ 図 外国人登録者数の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録(各年10月1日現在)

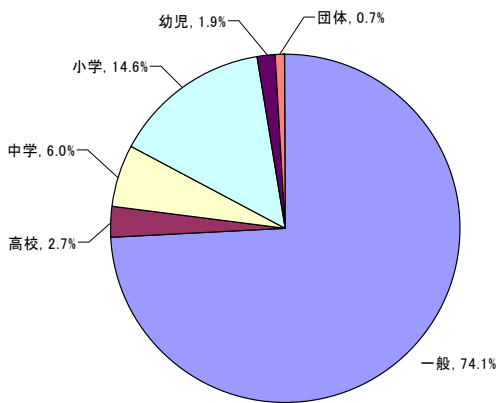
別添資料⑥ 表 年齢別人口構成の比較(市・県・全国)

(単位：世帯、人、%)

	小牧市			愛知県			全国		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
0～14歳	22,911	11,675	11,236	1,069,498	548,030	521,468	17,521,234	8,971,683	8,549,551
(割合)	15.6	15.7	15.5	14.7	15.1	14.4	13.7	14.4	13.1
15～19歳	7,789	3,993	3,796	378,383	195,972	182,410	6,568,380	3,373,430	3,194,950
(割合)	5.3	5.4	5.2	5.2	5.4	5.0	5.1	5.4	4.9
20～64歳	83,710	42,963	40,747	4,522,689	2,320,592	2,202,097	77,524,034	38,837,533	38,686,501
(割合)	56.9	57.6	56.1	62.3	63.8	60.9	60.7	62.3	59.1
65歳以上	31,817	15,234	16,583	1,248,562	551,422	697,140	25,672,005	10,874,599	14,797,406
(割合)	21.6	20.4	22.8	17.2	15.2	19.3	20.1	17.4	22.6
不詳	955	661	294	35,572	22,978	12,595	482,341	291,732	190,609
(割合)	0.6	0.9	0.4	0.5	0.6	0.3	0.4	0.5	0.3
総人口	147,182	74,526	72,656	7,254,704	3,638,994	3,615,710	127,767,994	62,348,977	65,419,017

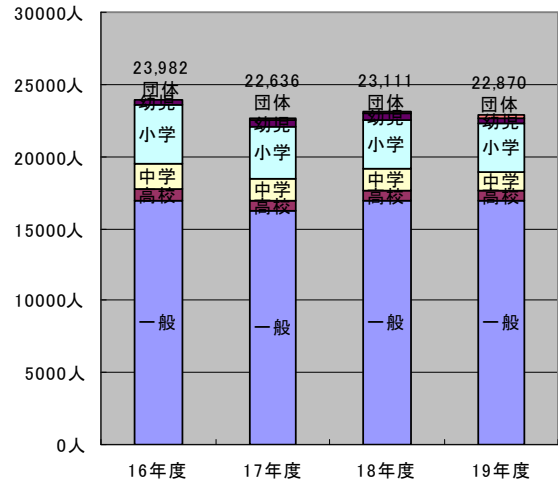
資料：平成17年国勢調査資料より引用

別添資料⑦ 図 属性別図書館登録者



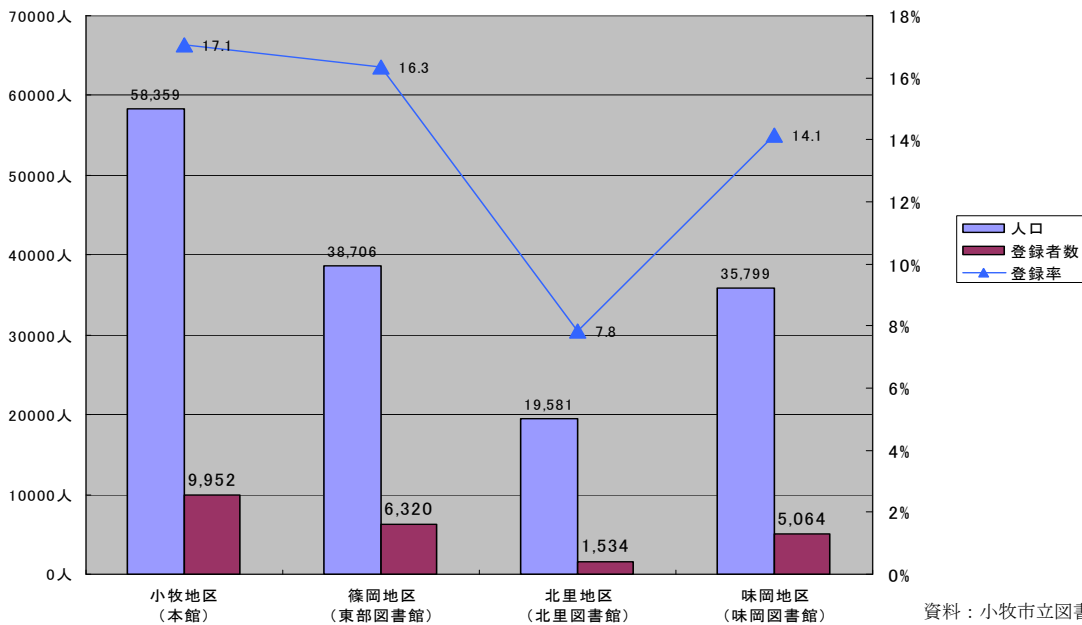
資料：小牧市立図書館現況報告資料
平成 19 年度

別添資料⑧ 図 属性別図書館登録者数の推移



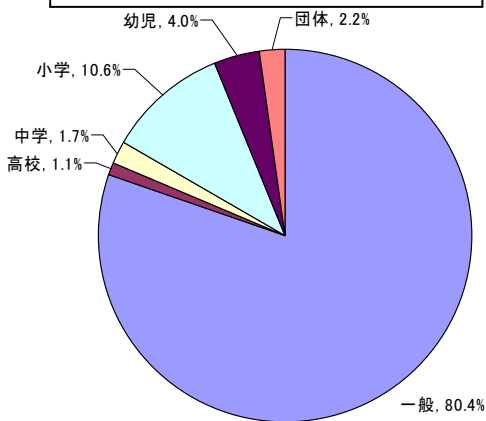
資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑨ 図 地区別・施設別登録者数の推移



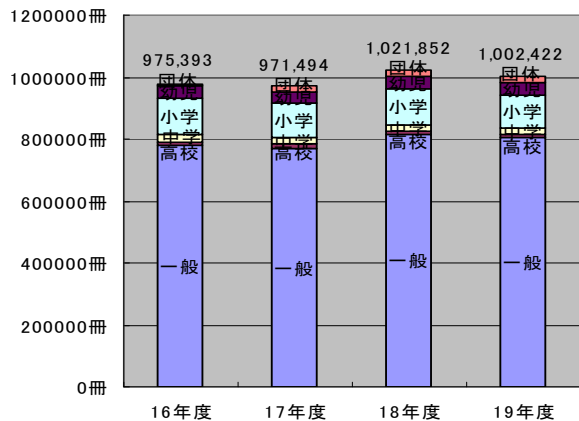
資料：小牧市立図書館現況報告資料
平成 19 年度

別添資料⑩ 図 属性別貸出冊数



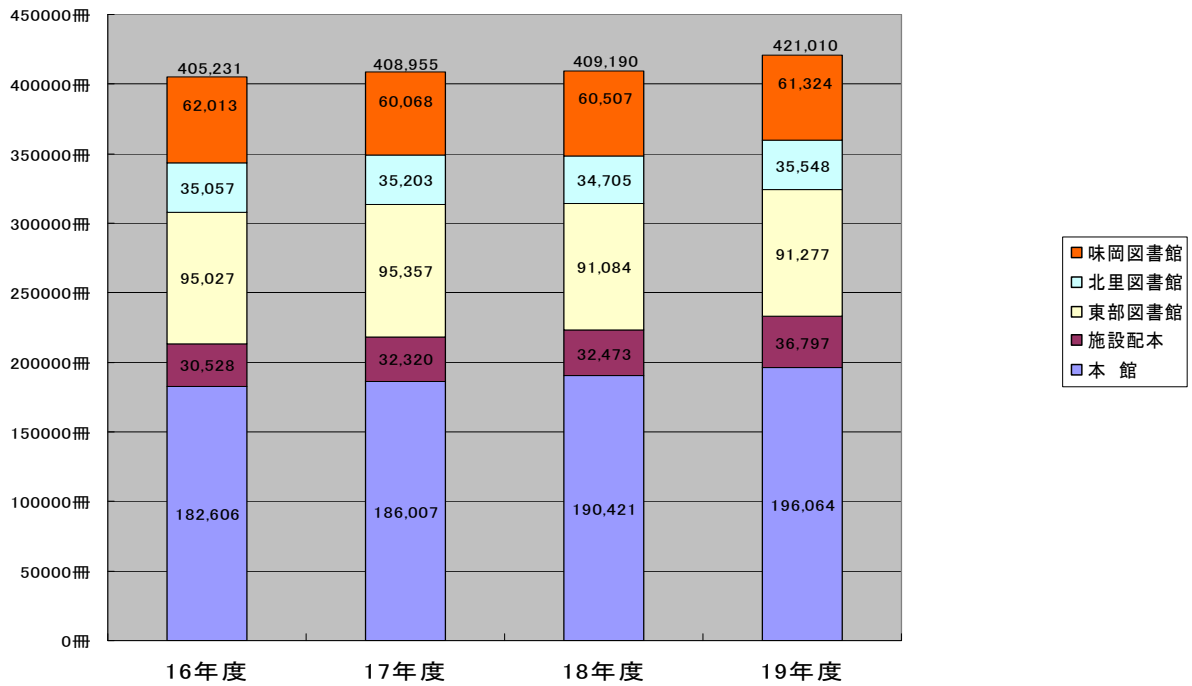
資料：小牧市立図書館現況報告資料
平成 19 年度

別添資料⑪ 図 属性別貸出冊数の推移



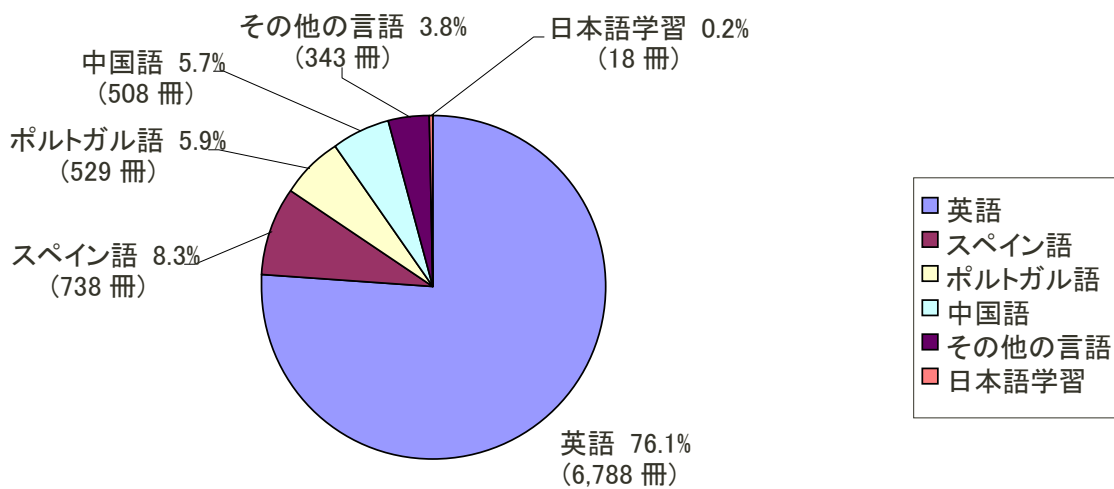
資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑫ 図 施設別蔵書冊数の推移



資料：小牧市立図書館現況報告資料

別添資料⑬ 図 外国語図書の状況



資料：小牧市立図書館

平成 20 年

『新図書館建設に関するアンケート調査』報告書

新図書館建設に関する市民意識の現状

平成 19 年度に、図書館利用に関する市民意識についてのアンケートを実施しましたが、(基本構想参照)平成 20 年度には、新図書館建設についての意識調査アンケートを実施しました。

『新図書館建設に関するアンケート調査』 平成 20 年 8 月実施

アンケート	本館	東部	味岡	北里	合計(人)
	(7/5-18)	(7/5-18)	(7/5-18)	(7/5-18)	(7/5-18)
回収数	1613	165	44	21	1843
無効回答数	107	0	0	0	107
有効回答数	1506	165	44	21	1736

これによると、一般利用者の内訳は、ほぼ主婦が 3 割、有職男性が 2 割弱、次いで高齢者 1 割弱、学生 1 割となっています。各図書館に近い学区からの利用が多くなっており、休日の遠方からの利用は少ないという結果が出ています。

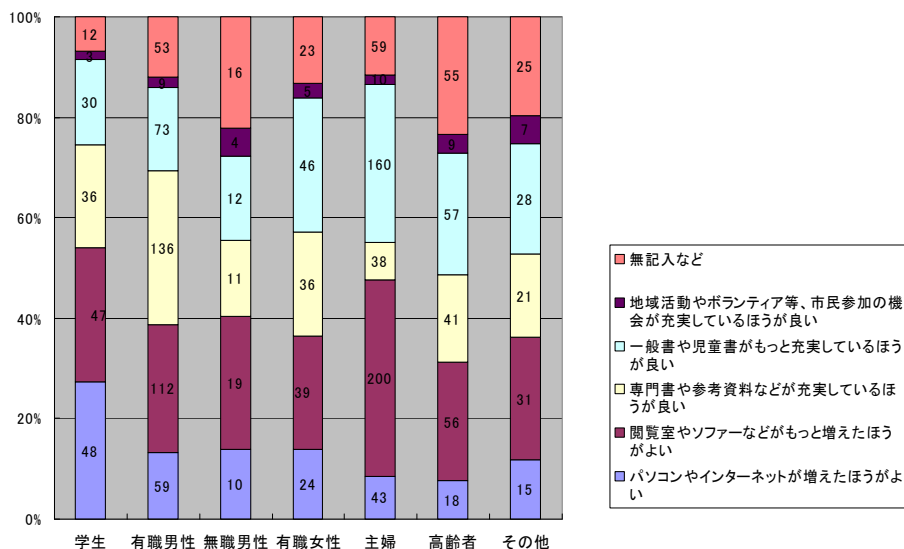
図書館へは、本館分館共に 1 人で来館する方が多く、土日には家族での利用が平日に比べて 10～15%程度多くなっています。

利用頻度は、図書の貸出期間である「2 週間に 1 回」の割合が高くなっています。

普段よく使う図書館以外にも、約 4 割の方が他の図書館を利用しています。この理由としては、「近さ」や「図書の充実」を挙げている方が多く、「館内の雰囲気が良い」ことも理由に挙がっています。

図書館の設備については、閲覧座席の拡充を求める方が多く、同時に一般書や児童書の充実を求めている方が多くなっています。

図 1 図書館に求める設備



図書館の建設形態については、全体では「他施設」（商業施設、生涯学習施設、市役所・公民館等、文化施設）との連携を望んでいる方の割合は 48%、「単独館」を望む方の割合は 41%となっており、特に本館利用者は「単独館」を望む声が多く、分館の利用者については他施設との複合化を望む方の割合が多くなっています。

図2 他施設との連携に関する意識調査(全体)

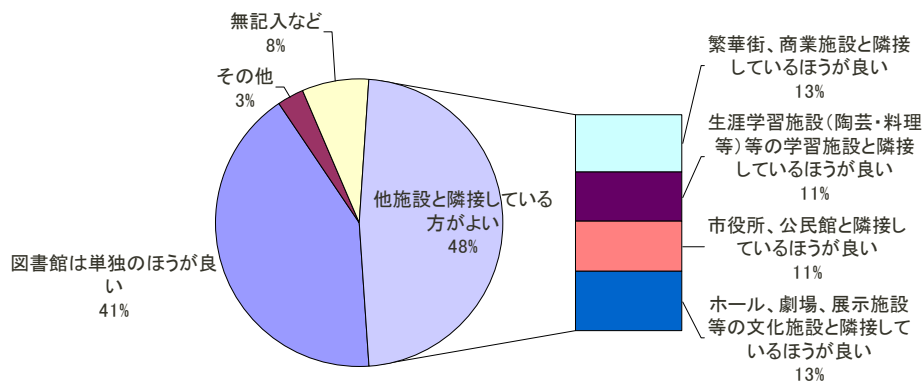
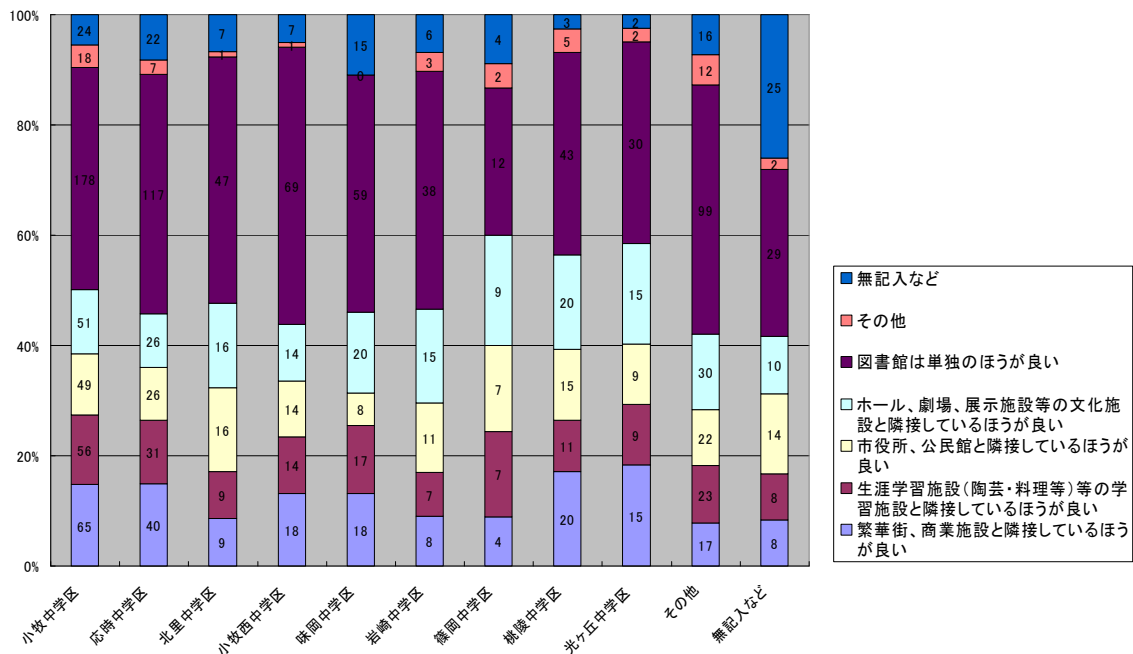


図3 他施設との連携に関する意識調査(学区別)



図書館の立地については、全体では「交通の便のよい駅前周辺」を選んだ方が37%に上り、次いで「現在の図書館(本館)の場所」と回答した方が31%となっています。ただし、この31%の中の内訳については、現在の本館の利用圏内に近い学区ほどこの回答を選ぶ傾向が高くなっています。

図4 新図書館の立地に関して(全体)

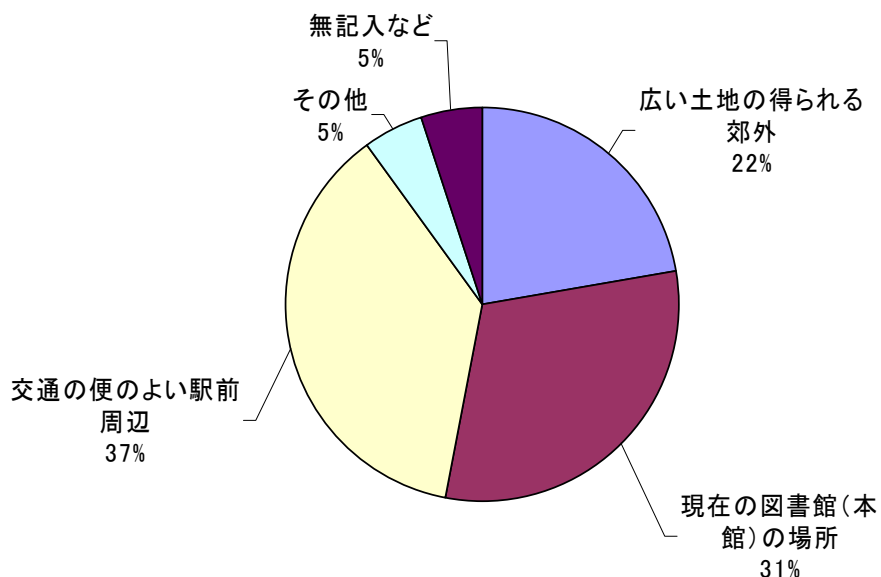


図5 新図書館の立地に関して(学区別)

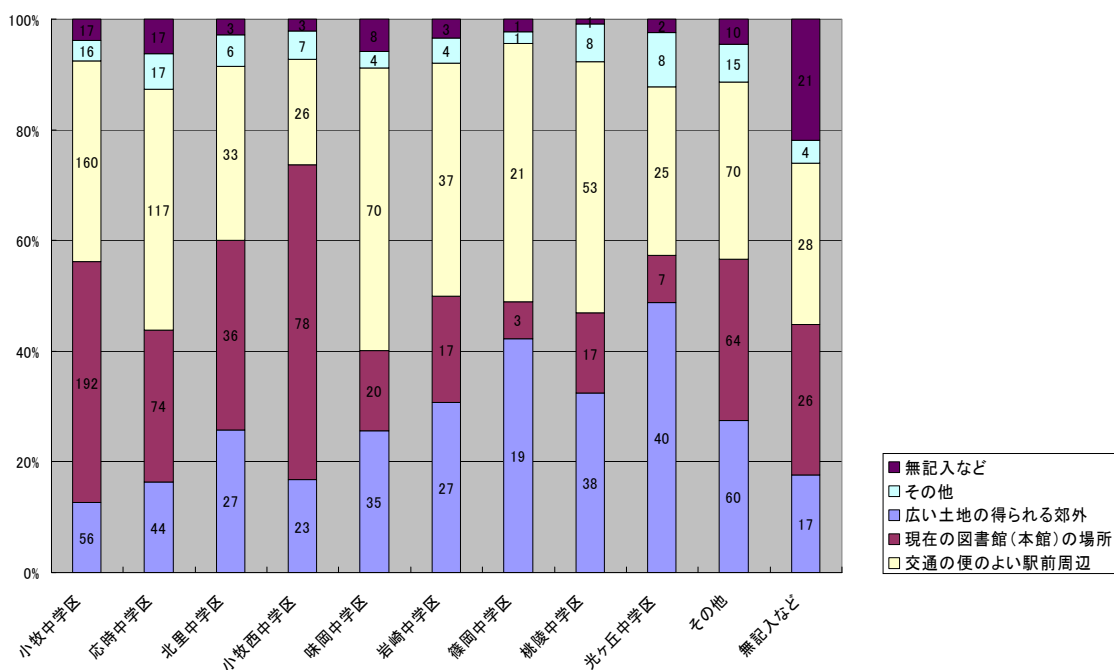
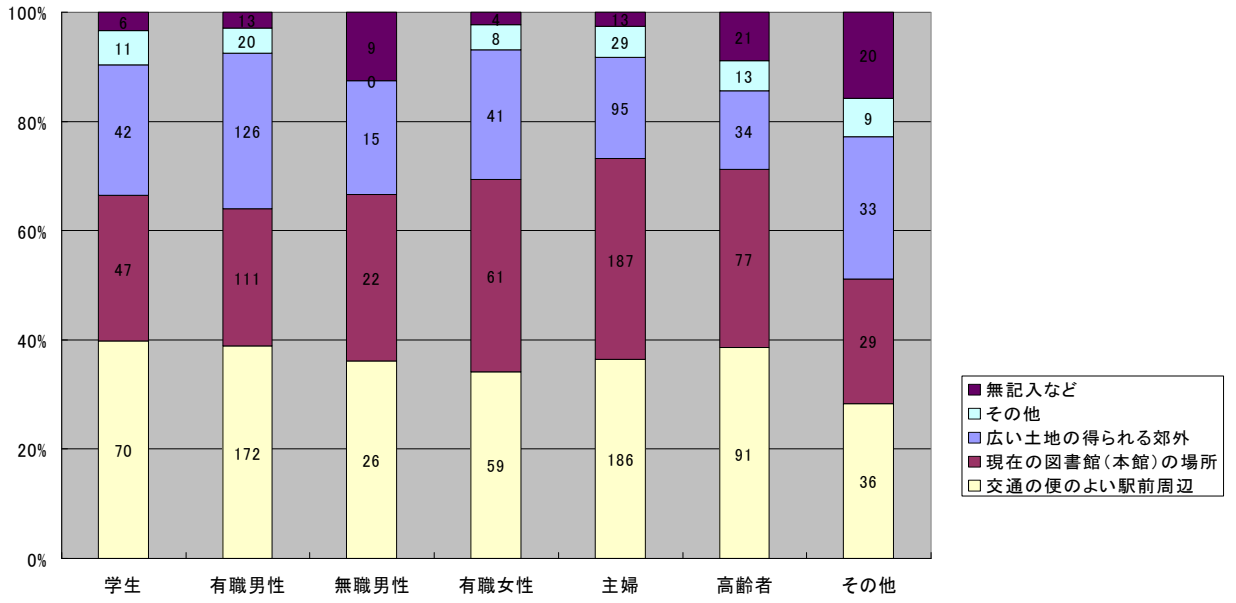


図6 新図書館の立地に関して(職業別)



小牧市立図書館整備計画委員会設置要綱

平成19年1月30日
18小教図第554号

(設置)

第1条 市民の生涯学習を推進する場として、図書館の整備について、必要な調査及び審議を行うため図書館整備計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募委員
- (2) 小牧市立図書館協議会の委員
- (3) 市の区域内の公的団体の役員若しくは職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、教育委員会図書館に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

小牧市立図書館整備計画委員会委員名簿

任期 平成20年6月17日～平成21年3月31日

区 分	氏 名	備 考
委 員 長	唐松 健夫	図書館協議会委員
副 委 員 長	酒向 道夫	小学校長、図書館協議会委員 小・中学校校長会図書館担当
委 員	石黒 由佳里	公募委員
委 員	釧持 あす香	公募委員
委 員	加藤 真美	社会福祉協議会 総合相談支援センター主任
委 員	坂下 一喜	小牧商工会議所専務理事
委 員	伴野 明子	愛知県図書館サービス課社会自然国際 グループ
委 員	深井 耀子	椋山女学園大学教授
委 員	宮内 真由美	小中学校PTA連絡協議会前母親委員 長

新小牧市立図書館基本計画策定の経緯

開催日時	内容
平成 20 年 6 月 17 日(火)	第 1 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 委嘱状の交付 2 あいさつ 3 会議の公開・非公開の決定について 4 委員長、副委員長の選出について 5 議題 (1)これまでの経緯及び図書館の現況について (2)委員会の役割について (3)今後のスケジュールについて
平成 20 年 7 月 25 日(金)	第 2 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設に係る来館者意向調査について (2)新図書館建設基本計画について (3)その他
平成 20 年 8 月 28 日(木)	第 3 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設に係る来館者意向調査最終結果について (2)新図書館建設基本計画について (3)その他
平成 20 年 10 月 8 日(木)	第 4 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設基本計画について (2)その他
平成 20 年 10 月 31 日(金)	第 5 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設基本計画について (2)その他
平成 20 年 11 月 25 日(火)	福祉団体へのヒアリング
平成 20 年 11 月 28 日(金)	第 6 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設基本計画について (2)その他
平成 20 年 12 月 24 日(木)	第 7 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設基本計画について (2)その他

平成 21 年 1 月 22 日(木)	第 8 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 議題 (1)新図書館建設基本計画について (2)その他
平成 21 年 2 月 1 日(日)～ 3 月 2 日(月)	新小牧市立図書館基本計画パブリックコメントの実施
平成 21 年 2 月 8 日(日)	新小牧市立図書館基本計画 市民意見交換会
平成 21 年 2 月 27 日(金)	第 9 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 あいさつ 2 議題 (1)パブリックコメント経過報告・意見交換会結果 について (2)新図書館建設基本計画について (3)その他
平成 21 年 3 月 17 日(火)	第 10 回小牧市立図書館整備計画委員会 1 あいさつ 2 議題 (1)パブリックコメント結果について (2)新図書館建設基本計画について (3)その他

用語解説

あ

【アーカイブス】

公文書や古文書等の体系的集積。またそれらを保管する機関のこと。

【インターネット】

コンピュータ通信ネットワークを相互に結んで、電子メールやデータベース等のサービスを行えるようにしたネットワークの集合体のこと。

【インバンド機能】

信号を音声で伝送・伝達するもの。

【インフラ】

インフラストラクチャーの略。生活するうえでの必要な社会基盤のこと。

【ウェブ】

複数の情報を統合してリンクしたインターネットを使ったサービスのこと。

【オストメイト(対応トイレ)】

病気や事故等により、排泄のため腹部等に人工肛門や人口膀胱を使用している人のこと。

【オンライン】

コンピュータがインターネットやネットワークに接続している状態のこと。

【横断検索】

複数のデータベースを同時に検索すること。

か

【ケアマネージャー】

介護支援専門員のこと。介護サービスをトータルにコーディネートする専門職。

【(デジタル) コンテンツ】

中身、内容、情報、記録したもののこと。デジタルコンテンツは、デジタル化されたものを指す。

さ

【サイン】

案内、看板、標識のこと。

【自然エネルギー】

石油等の化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等、自然現象の中で資源が再生されるエネルギーのこと。

【(小牧市の)姉妹都市】

ワイアンドット市(米国)。

【集密移動棚】

または集密書架。棚と棚の間を詰めて多数の列を設置し、本を取り出す際のみ、棚を左右に動かし、通路を開ける方式。一般の棚の置き方に比べて通路空間が少ないため、本の収納能力が格段に増やせる。手動または電動で動かす。

【正面性(ファサード)】

建築物の正面のこと。

【情報インフラ】

情報をやりとりするために基盤として必要となる設備や制度等のこと。

【情報リテラシー】

情報を使いこなす能力のこと。膨大な情報の中から必要な情報を抜き出し、活用する能力のこと。

た

【多読(本)】

外国語習得のための読書のこと。

【データベース】

複数のソフトや利用者によって共有・集約・整理されたデータの集まりのこと。

【低炭素社会】

二酸化炭素等温室効果ガスの排出を削減・抑制した経済社会のこと。

【デイジー図書】

Digital Audio-based Information SYstemの略。デジタル音声情報システムのことで、視覚障がい者等のための専用録音図書の国際標準規格のこと。

【ティーンズ】

直訳すると十代。幼児・児童と区別する意味合いで、主に中高校生を対象とすることが多い。「ヤングアダルト」とほぼ同義語。

【トップライト】

天井からの光のこと。

な

【ニーズ】

必要。要求。需要のこと。

【ネットワーク】

複数のコンピュータを結び、データ等を共有し、情報処理の効率化を図るシステムのこと。

【ノイズキャンセラー】

物理的にノイズや騒音を取り除いたり、減少させたりすること。

は

【ハイサイド】

高窓からの採光のこと。

【ハイブリッド】

複合、混合、結合のこと。

【ハザードマップ】

洪水等の自然災害によって引き起こされる、破堤、はん濫等の浸水情報、および避難に関する情報を住民に分かりやすく提供するため、自治体が作成し、公表したもの。

【バナー】

インターネット上で、他のサイトを紹介や案内するための印のこと。バナーから当該サイトへ移動できる。

【バリアフリー】

障壁のないこと。障がい者や高齢者の生活に不便な段差や仕切り等の障がい物、障壁を取り除こうという考え方のこと。

【ブース】

仕切られたスペースまたは席のこと。

【ブックスタート事業】

赤ちゃんに対してスキンシップと言葉のコミュニケーションによって、絵本等を読み聞かせて、親や保護者との心の通い合わせを推進する事業のこと。

【ブックトーク】

特定または一定のテーマについて、複数の書籍資料を解説しながら紹介していくこと。

【ブラウジング(コーナー)】

蚕が葉を食べることを指すが、図書館では、気軽にあちこち本を探すことを意味し、雑誌や新聞等の軽読書のためのコーナーのこと。

【フレキシブル】

柔軟で、融通がきくこと。

【ホームページ】

ウェブサイトの最初のページのこと。

ま

【メディア】

新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体のこと。また、フロッピーディスクやCD-ROM等のデータに記録しておくための記録媒体のこと。

【モータリゼーション】

自動車が生活必需品として普及すること。

【モニタリングソフト】

インターネット上の有害サイト等を監視し利用できないように制御するソフトのこと。

や

【(小牧市の) 友好都市】

安養市(韓国)、二海郡八雲町(北海道)

【ヤングアダルト】

直訳すると、若い大人。主に十代(ティーンズ)の利用者層を指す。幼児・児童と区別する意味合いで、中高校生を対象とすることが多い。

【ユーザビリティ】

ソフトウェアやウェブサイトの「使いやすさ」のこと。

【ユニバーサルデザイン】

あらゆる人がいつでもどこでも安全に便利に使える製品を創り出すデザインの考え方・理念のこと。

【ユニバーサルデザインの7原則】

- ①全ての人が公平に利用できること。
- ②使い方の自由度が高いこと。
- ③使い方が容易で、簡単であること。
- ④必要な情報が理解しやすいこと。
- ⑤ミスによる危険が少なく、安全であること。
- ⑥無理せず使えて負担が少ないこと。
- ⑦アクセスしやすい十分な空間があり、使いやすい大きさがあること。

ら

【ライフサイクル】

主に製品が企画、材料調達、製作生産、流通、使用、廃棄する流れを一巡すること。

【ライフスタイル】

生活様式、生活習慣のこと。

【ランドマーク】

都市や地域にとって象徴的な建築物のこと。

【リンク】

接続、案内、参照のこと。

【レファレンス】

図書館の利用者が学習・調査・研究活動を進めるうえで必要な資料及び情報を利用できるように相談に応じるサービスのこと。

わ

【ワークショップ】

参加者が専門家の意見やアドバイスを聞きながら、問題解決のために集まる集会や研究会のこと。

【ワンストップ(サービス)】

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

英語

【CASBEE(キャスビー)】

建築物の環境性能の観点から評価し、格付けする評価手法のこと。

【ICT(Information and Communication Technology)】

情報や通信に関する技術の総称のこと。

【JIS規格(JISX 8341-3)】

日本工業標準調査会(JISC)が制定した規格のこと。高齢者や障がい者等が、情報通信における機器やソフトウェアやそれらのサービスを支障なく操作または利用できるよう配慮することを促進する目的で規格された。

【NDC(エヌ・デイ・シイ)】

日本十進分類法の略で、図書館資料の分類方法のひとつのこと。

【OPAC (オーパック)】

Online Public Access Catalog の略。オンラインで検索し図書館の蔵書検索できる目録情報のデータベースまたはそのシステムのこと。

【RFID タグ(IC チップ)】

非常に小さい無線タグやチップで、電波等で、識別し管理できるもののこと。

【Wi-Fi(ワイファイ)】

無線LANの標準規格のこと。

図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954 採択
1979 改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

- (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。
(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である

(1979. 5. 30 総会決議)

ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。

10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。

* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

* 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

* 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実にを行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。

* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるよう、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

* * *

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

新小牧市立図書館建設基本計画書

平成 2 1 年 3 月

発行 : 小牧市立図書館

〒485-0041 小牧市小牧五丁目 8 9 番地

TEL 0568-73-9951 FAX 0568-73-7772

<http://www.library.komaki.aichi.jp>